

第一百五十九回

参議院財政金融委員会議録第十六号

平成十六年六月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月九日

辞任

平野 貞夫君

補欠選任

江田 五月君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

円 より子君

入澤 驚君

大塚 耕平君

上杉 光弘君

清水 達雄君

田村耕太郎君

西田 吉宏君

林 芳正君

山下 大渕君

平野 達男君

山根 隆治君

池田 幹幸君

大門 実紀史君

椎名 素夫君

国務大臣
(内閣府特命担当
大臣(金融))

竹中 平蔵君

副大臣

内閣府副大臣

伊藤 達也君

財務副大臣

石井 啓一君

事務局側

常任委員会専門

石田 祐幸君

政府参考人

金融庁総務企画

増井喜一郎君

金融庁検査局長

佐藤 隆文君

金融庁監督局長

五味 廣文君

法務大臣官房審

深山 阜也君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨九日、平野貞夫さんが委員を辞任され、その補欠として江田五月さんが選任されました。

○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお詫びいたします。
金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の審査

のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎さん外三名の出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 前回に引き続き、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。

前回、途中で審議が中断されましたので、中断した部分から質問をさせていただきたいと思います。中断したときにはちょうどUFJのお話を伺いをしてようとしていたところなんですが、UFJのことは後ほどお伺いするといだしまして、事前に通告を申し上げた質問から入らしていただきたいと思います。

今回の法案では、公的資金を注入を申請してきた銀行に対してはいろんな義務を課すということになつておるわけであります、第五条の第十一号に、その際に提出される経営強化計画に関連して、「経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること」というふうに書かれておりますが、この適切に資産査定がされていることとは、これはどういう定義でございましょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。今先生の御指摘のとおり、適切な資産査定がされていることということが書いてござりますけれども、これは言わば資本参加の審査基準でござります。具体的には、申請金融機関に対して、経営強化計画の提出に合わせて直近の財務諸表、それからその適正性について経営陣が宣誓した書類及び会計監査人等による適正なチェックが行われている旨の書面の提出を求める。さらに、当該直近の財務諸表が当局による検査でその適正性が確認されたものであるか、又は当局による検査の内容が適切に反映されたものであることを求めるということにしてございます。

○大塚耕平君 今御答弁いただいた内容は、それどこかに書いてあるのですか、それとも口頭の御説明だったわけですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたいろんな書面のたぐいは、省令の添付書類の中にこういう書面ということが書いてございます。あと、後半に申し上げました検査の適正性が確認されたものであるかとかそういう、そういった内容につきましては、特に省令に書いてあるというわけではありません。

○大塚耕平君 そうすると、今全部を正確に聞き取つて記憶をしているわけではないのですが、いずれにしても、監査法人やあるいは金融庁の検査を受けられて資産査定が直近の財務諸表において正確になされていることということは、この経営強化計画を受け入れて公的資金を注入した先については、その後の例えは金融検査等で違う検査結果が出るということはないという理解でいいですか。それとも、やはり後日、金融検査に入られる強化計画を受け入れて公的資金を注入した先と、申請時の財務内容あるいは資産の内容は、例えば査定が若干甘かったとか、そういうことが判明することもあり得るということですか。それはどちらになりますでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今特に検査の関係でござりますけれども、検査で適正性が確認された財務諸表か、あるいは検査内容が適切に反映された財務諸表をベースに申請を行うということです。ですが、具体的なケースをちょっと考えてみますと、例えば、申請前に直近の決算期を対象とする検査が既に行われていまして、当該直近の決算期の財務諸表の適正性が検査で確認された上でその財務諸表をベースに申請がなされたケース、あるいは直近の決算がいすれにいたしましても検査によって確認された財務諸表に基づいて申請がなされているものというふうに考えられます。

ということでござりますので、いすれにしても、直近の検査結果を適切に反映している場合にその直前の検査結果を適切に反映している場合にその当該直近の決算期の財務諸表を前提に申請がなされたケース、こういったケースについては、いすれにいたしましても検査によって確認された財務諸表に基づいて申請がなされているものといふふうに考えられます。

○大塚耕平君 そうすると、例えば最近の事例で申し上げると、UFJとか足利とか、ある基準時で検査に入られたところ、各銀行の自己査定よりも検査結果が厳しいというケースが出てきているわけですので、直近の検査をきちんと反映しているれば、というのはそのとおりなんですかけれども、例えば直近の検査が公的資金を注入を申請する三年前とか、つまり一決算期以上前、二決算期以上前という場合だと、仮にその検査の結果をそのままの決算で反映していても、公的資金を申請した直近の決算が引き続きそういう状況であるかどうかは、一概に言えない一般的には考えられますので、そうすると、直近の検査の結果を財務内容に反映しているということを担保するためには、例えば過去一年以内に検査に入っていることが事実上公的資金注入の申請の前提になるとか、あるいは仮に過去一年以上検査に入っていないければ、申請された時点で申請を受けるかどうかを判断する前に検査を行うのか、そこはどういうことになるんでしようか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先ほどちょっと私が申し上げた、やや分かりにくかったかもしれませんけれども、直近の決算がそのままに反映されることでござります。

その直前の検査結果に適切に反映している場合にその直前の検査結果を前提に申請をなさる場合につきましては、当局でその事實その申請、あるいはその事實上の予備的な申請を受けて検査を行つて直近の決算について乖離がないことを確認した上でなければその決算に基づく資本参加の決定は行わないということです。

○大塚耕平君 非常によく分かりました。

そうすると、とにかく直近に検査が行われているか、申請時に検査をしきるべく行つて申請を受理するということですね。

そうなると、ここでようやく前回御説明をし掛けていて中断された部分に戻るんですけども、申請を受けてこの経営強化計画を受理するということは、その受理した時点で、言つてみれば申請

した銀行も監督当局である金融庁も、資産査定も適切であり、そして経営強化計画も現実的なもの

だということを認定した上でスタートするわけですね、公的資金注入が。

そうすると、仮にその後、計画どおりにいかなかつた場合なんですかでも、いかなかつた場合

は二通りのケースが考えられて、一つは銀行側が真摯にその計画を履行しようとしなかつた場合、そして、これは第十条、第十一條辺りに、金融庁

は監督上必要な措置を命ぜることができる書い

てあるわけですから、金融庁が監督上必要な措置

を十分に講ずることができなかつた場合、この二つ、ないしはその両方が重なつてあるケースが一

般的には考えられるわけなんですね。

そうすると、仮にこの計画が履行できない場合には経営陣の交代とか、いろんなことが起きるわ

けですが、この経営陣の交代とかは、去年の東京海上のときに随分議論させていただいた行政手続法上の類型でいくと、これは広い意味での不利益処分に当たるわけであります。

そこで、今申し上げたように、両方が、金融庁と銀行が、両方が言わば義務を果たさなかつた場合は取りあえずここでは除外して、銀行側が真摯に履行しようとした場合、あるいは金融庁が監督上十分な措置を講ずることができなかつた場合、いすれにしても何らかの理由で経営強化計画どおりに話が進まなくて、どうも経営責任を取らざる者になつたときに、どちらの理由でそういう事態になつたのかという原因についての挙証責任はどうちにあるんでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) なかなか難しい御質問でござりますけれども、仮に経営強化計画がそのとおりにいかなかつたとした場合には、当然のことございますけれども、私ども、まず、いろいろなその理由についても報告を求めたりいたし、もちろんいろんなやり取りもあるといふことになるんではないかと思います。したがいまして、その報告の際に、どうしてそういうことが起つたのかといふことも金融機関の方でいろいろな説明をするということになろうかといふふうに思いますが。

そうなると、ここでようやく前回御説明をし掛けていて中断された部分に戻るんですけども、申請を受けてこの経営強化計画を受理するということは、その受理した時点で、言つてみれば申請した銀行も監督当局である金融庁も、資産査定も適切であり、そして経営強化計画も現実的なものだということを認定した上でスタートするわけです。

そこをだからより具体的にしていただきたいと、また、ここ一、二年何度も議論させていただいているような、皆さんは多分はじめにやつておられるおつもりだと思うんですが、我々、周辺から見ていると、どうも裁量的に過ぎるんではないかといふような事態がまた起きたかもしれないな

と、まだ、ここ一、二年何度も議論させていただいている気がしているのですからこれを伺つておるわけであります。したがつて、そういう問題を理解いたくために、この間、実はUFJの話ををお伺いし掛けていたわけですね。

そこで、UFJの話に戻るんですけども、UFJについては、当委員会の平野達男委員からの質問を受けて、理事会会議の結果、金融庁から説明資料を出していただきました。出していただきた結果分かつたことというのは、どうやら金融庁としては検査結果を、先ほどのお話にもあるように、この法律の考え方にも盛り込まれていますよう

に、この法律の考え方にも盛り込まれていますように、検査結果をその直後の決算に反映するよう

に言わば御指導された結果、UFJの決算も今回

は大変厳しいものになつたと。はつきりとはお書きになつておられないですが、そのように言外に言つておられるわけであります。

そこで、UFJの過去の経緯を見てみますと、金融庁は、例えば、これはこの法案の話とかぶせてお伺いしていますので、そういうふうにイメージしていただきたいんですが、UFJに対しても、

し、通つた後もすぐ申請があるかどうか分かりませんので、すぐには問題にならないと思うんですが、仮に通つて実際に申請する銀行が出てきた場合に、計画どおりにうまくいかなかつたときには、経営責任を取らざる銀行側からすると、いや、自分たちはまじめにやつたんです、しかし金融庁から特に御指導がなかつたじゃないですかというふうに言うかもしれないし、あるいは、どういうケースにおいては処分をされるのかという判断基準は、この行政手続法十二条に言う処分基準といふのはどこに書いてあるんですかということを当然言いたくなるわけですね、言いたくなるわけです。

そこをだからより具体的にしていただきたいと、また、ここ一、二年何度も議論させていただいているような、皆さんは多分はじめにやつておられるおつもりだと思うんですが、我々、周辺から見ていると、どうも裁量的に過ぎるんではないかといふような事態がまた起きたかもしれないな

と、まだ、ここ一、二年何度も議論させていただいている気がしているのですからこれを伺つておるわけであります。したがつて、そういう問題を理解いたくために、この間、実はUFJの話を

お伺いし掛けていたわけですね。

そこで、UFJの話に戻るんですけども、UFJについては、当委員会の平野達男委員からの質問を受けて、理事会会議の結果、金融庁から説明資料を出していただきました。出していただきた結果分かつたことというのは、どうやら金融庁としては検査結果を、先ほどのお話にもあるよう

に、この法律の考え方にも盛り込まれていますよう

に、検査結果をその直後の決算に反映するよう

に言わば御指導された結果、UFJの決算も今回

は大変厳しいものになつたと。はつきりとはお書きになつておられないですが、そのように言外に言つておられるわけであります。

そこで、UFJの過去の経緯を見てみますと、金融庁は、例えば、これはこの法案の話とかぶせてお伺いしていますので、そういうふうにイメー

ジしていただきたいんですが、UFJに対しては、

今回、直近の検査の前に、十五年三月期の決算に反映させるために、十四年三月期基準で十四年の八月十九日に予告をして、そして八月三十日に立入りを開始し、十四年の十一月十一日に終了をし、検査結果を十五年三月三十一日に相手に通知をし、そして決算に反映をしなさいと言つたはずなんだけれども、どうやらUFJは十五年三月期の決算にその数字を、検査結果を十分に反映しているなかつたと推測されるというつまり御報告内容なわけであります。

一応日銀にも公式に確認をしましたところ、日銀も、実はほんと同じ時期に、十四年の四月二十二日に検査を開始し、終了が六月四日、検査結果の通知が、これは金融庁より随分早いですが、十四年の七月九日に検査結果を通知している。それを受け UFJ は十五年三月決算を行つてゐるわけですが、どうもこの十五年三月決算が内容が甘かつたのではないかと推測をされると。

このケースをこの金融強化法のケースに当てはめますと、十六年三月、今年の三月期の決算は、確かに皆さんの検査結果を受けて厳しく対応したわけですが、一年前の決算は、どうやらその一回前の検査結果を十分に反映していなかつたと思われるんですね。

そうすると、このケースにおいて、例えばUFJの経営陣が、いやいや、自分たちはちゃんと検査結果を受けて十五年三月決算を金融庁に提出をして、それを受理してもらつてゐるわけだから、皆さんは監督上必要な命令を我々にしなかつたじゃないですか、だから十五年三月期決算はそのまま通つてゐるわけです。この十五年三月期決算の内容が今度はまた新しい検査結果で甘いと言わされたから、十六年三月期の決算は直すのは嫌ですといふふうに言われると、まあ何となくそういう主張にも一理あるかなと思いつつ、しかし、十六年三月期は言われたとおりにしましようということになると、この十五年三月期の決算が言わば監督当局側から見て必ずしも厳格なものでなかつたという事態は、今回の法案の先ほどの問題意識

に照らして申し上げると、それは銀行側が真摯にその検査結果を反映しようとしなかつたと。

法案の内容にかぶせて申し上げると、仮に公的資金を申請して、その後だつたとすると、経営強化計画どおりにきちっとやろうとしたなかつたのか、そうではなくて、十四年に金融庁が検査に入つた、その検査結果をきっちり決算に反映するように監督上十分な措置を取つていなかつたことによつてそういうことになつたのか、それはどちらが立証する責任があるんですか。それは、金融庁とUFJの間では別に好きにやつてもらえればいいのですが、公的資金を将来的に負担する可能性のある国民の側からすると、どつちの責任でそういうことになつたのか明らかにしてくれというのが多分国民の声であり、またそれを代弁してここで審議をさせていただいている我々の質問になるわけなんですね。

そこで、ちょっと長くなりましたが、もう一回お伺いをしますが、経営強化計画どおりにうまくいかなかつた場合に、その理由が銀行側にあるのか監督当局側にあるのか、それを举証する責任はどうちらにあるんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 大塚委員から非常にたくさんのお尋ねをいたしますが、委員が前半御指摘になられました行政手続

うふうに一概におつしやられると、我々もちょっと困るわけでございます。

どういう場合には差が生じ得るかという一般論についてはこれまで私も局長も答弁をさせていただいてるというふうに思いますが、我々としては、そうした問題に関しても検査はしっかりと行つておりますし、それらに必要な監督も行つてゐる。改めて検査を行つて、その乖離がある場合には、意見申出の制度等もあって、委員おつしやるようないや、ちゃんと監督していないじゃなければ、そういう指摘は受けられないぞというようないか、そういう指摘は受けられないぞというような先方の申出があれば、それはそれで我々としてもきつと対処することになつてゐるわけでありますので、これはあくまでも当事者間の話だと、自分たちには分からぬぞという御指摘はその中に含まれているのだと思いますが、ここは、個別の検査監督についてはやはり申し上げられないことをさせていただければ、その施行までに公表することとしたいと、是非、そのように私どもは考えております。

それで、後半におつしやられたUFJの検査、特に十四年三月期と十五年三月期との関係でござりますけれども、これは、基本的にはこれは個別にに基づいて主務大臣が講じることとなる不利益処分についての処分基準を策定して、この法案通過させていただければ、その施行までに公表することとしたいと、是非、そのように私どもは考えております。

そこで、御指摘のような場合も含めて、この法案に基づいて主務大臣が講じることとなる不利益処分についての処分基準を策定して、この法案通過させていただければ、その施行までに公表することとしたいと、是非、そのように私どもは考えております。

○大塚耕平君 一般論としては分かりますが、そ

の検査の内容について申し上げることはできない、というのは是非御理解いただけだと思いますが、その上で、厳格のものではなかつたと推察されるたるほど、さすが論理的にそういうふうに説明されるともうぐうの音も出ないなというふうにしていただきたいわけあります。

今のお話を仮に踏まえた上でもやはり疑問がわいてきますのは、その十四年の検査から十五年の検査を行います、それをまず十五年三月期に反映させてもらう、これはやります。しかし、その後起つた事象については、十四年三月期から十五年三月期までの起つた事象については、これは十五年三月期で改めて検査をするということになります。その間の変化で非常に大きな場合は、これは、その検査結果が大きく違う、決算と違うということになつたのか明らかにしてくれというのが多分国民の声であり、またそれを代弁してここで審議をさせていただいている我々の質問になるわけなんですね。

そこで、ちょっと長くなりましたが、もう一回お伺いをしますが、経営強化計画どおりにうまくいかなかつた場合に、その理由が銀行側にあるのか監督当局側にあるのか、それを举証する責任はどうちらにあるんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 大塚委員から非常にたくさんの御議論、御指摘をいたしましたが、余り論理的にすつとのみ込める状況じゃないわけですね。そこで、その間に起きたのが、起きたと言つた事態によって事態がここまで大きく悪化したというの、マクロの経済環境と照らしてみると余り論理的にすつとのみ込める状況じゃないわけですね。そこで、その間に起きたのが、起きたと言つた事態を反映した十五年三月期の決算の後に起きる検査を行います、これをまず十五年三月期に反映させてもらう、これはやります。しかし、その後起つた事象については、十四年三月期から十五年三月期までの起つた事象については、これは十五年三月期で改めて検査をするということになります。その間の変化で非常に大きな場合は、これは、その検査結果が大きく違う、決算と違うということになつたのか明らかにしてくれというのが多分国民の声であり、またそれを代弁してここで審議をさせていただいている我々の質問になるわけなんですね。

そこで、ちょっと長くなりましたが、もう一回お伺いをしますが、経営強化計画どおりにうまくいかなかつた場合に、その理由が銀行側にあるのか監督当局側にあるのか、それを举証する責任はどうちらにあるんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 大塚委員から非常にたくさんのお尋ねをいたしますが、委員が前半御指摘になられました行政手続

の検査のときには、これはどうやらかと云うと株価も景気も回復局面にあって、そういう中で、十四年の検査を反映した十五年三月期の決算の後に起きる事態によって事態がここまで大きく悪化したというの、マクロの経済環境と照らしてみると余り論理的にすつとのみ込める状況じゃないわけですね。そこで、その間に起きたのが、起きたと言つた事態を反映した十五年三月期の決算の後に起きる検査を行います、これをまず十五年三月期に反映させてもらう、これはやります。しかし、その後起つた事象については、十四年三月期から十五年三月期までの起つた事象については、これは十五年三月期で改めて検査をするということになります。その間の変化で非常に大きな場合は、これは、その検査結果が大きく違う、決算と違うということになつたのか明らかにしてくれというのが多分国民の声であり、またそれを代弁してここで審議をさせていただいている我々の質問になるわけなんですね。

そこで、ちょっと長くなりましたが、もう一回お伺いをしますが、経営強化計画どおりにうまくいかなかつた場合に、その理由が銀行側にあるのか監督当局側にあるのか、それを举証する責任はどうちらにあるんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 大塚委員から非常にたくさんの御議論、御指摘をいたしましたが、余り論理的にすつとのみ込める状況じゃないわけですね。そこで、その間に起きたのが、起きたと言つた事態を反映した十五年三月期の決算の後に起きる検査を行います、これをまず十五年三月期に反映させてもらう、これはやります。しかし、その後起つた事象については、十四年三月期から十五年三月期までの起つた事象については、これは十五年三月期で改めて検査をするということになります。その間の変化で非常に大きな場合は、これは、その検査結果が大きく違う、決算と違う

の御感想と、UFJ問題に関してはしっかりと対応するという決意をお伺いして、終わりにさせていただきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員から御指摘いただきましたように、しっかりとした説明責任を果たさなければいけない、これはもう本当に大事なことだと思つております。個別の問題について言及できないこともございますが、そうではない範囲については、これは我々全力を挙げてしっかりと説明をさせていただくよう、今の御指摘を受けて努力をしたいと思います。

一点、十四年三月から十五年三月までは経済が良くなる中で、いう御指摘でございましたが、マクロ的にはその御指摘は否定いたしませんが、実際は株価は十五年の四月が底でござります。そうした中で二極分化が起こつていたということも事実だと思います。これはあくまで個別の債務者の分類とか引き当ての話等々でござりますので、やはりそういう背景はあつたということも御理解賜りたく存じます。

○大塚耕平君 終わります。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

このたびの金融二法について若干の御議論をさせていただきたいと思います。

まず初めに、この制度、この法律が今なぜ必要かという基本的な議論であります。金融はどこまで健全化されてきているのか、その実態認識とそれに対応すべき政策、制度の在り方というものが重要なテーマだと思います。

確かに、大手行の決算を見る限りでは、不良債権比率は低下しております。良くなつてしまっていると評価していいんだろうと思います。しかしながら、その本業の実質業務純益というものは余り変わつておりません。また、最近の株価の上昇などによる財務内容が改善されたという面がプラスに寄与しているというところもあると思いまして、融資を行うという状況にはなり切つてい

ないというふうに思います。

また、景気回復は都市が中心でありまして、地域との格差というものはむしろ広がつているのではないかとも思われます。最近、地銀の不良債権処理の結果が公表されました。これにもやはりその格差というものは表れているように思われます。そんな中で、地方銀行の中にも苦しいところはあるようでありますし、また信金、信組も同様であると思われます。

そして、来年、ペイオフの全面解禁を控えておりますところから、その影響というのも視野に入れておく必要があると思うわけであります。

いずれにいたしましても、地域の金融機関の健全性強化等を図るこの法律の制定、これは今国会において何としても成立をさせ、予防注入も含めた公的資金の資本注入の仕組みを作ることが重要であります。

そこで、伺いますが、地域金融機関を含めた金融機能の健全性という点において大臣は現在どのよくな状況と認識しておられますでしょうか、併せてこの法律の意義についてもお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 山口委員の御指摘、大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

今、景気は全体として回復を続けておりますが、その中で、やはりこれまでの回復局面とは違つた一つの特徴として、委員御指摘のような地域格差がそれでも広がつているという点がござります。

正に我々政策を担当する立場から言いますと、マクロから地域へと、大企業から中小企業へと、その流れをどのように作つていくかということがこの構造改革を進める上で最大の今ポイントになつているというふうに認識をしております。

金融機関の健全性をどう認識するかという御質問でございましたけれども、直近の財務内容に関して申し上げますと、足利銀行を除いてすべての金融機関が財務の健全性の基準を満たしている、その意味で今の時点で健全性に大きな問題があるということではございません。

しかしながら、この法律の意義に関連して申し上げますと、やはり地域での金融の機能の強化と

いうのが今日の経済環境にとって大変重要な一つで、そうした中で、経営改革を行つて、さらに、地域の金融機能を強化できる金融機関について、それをあと一歩後押しして、リスクをしっかりと先取りして一層の円滑化を図る、地域の金融が更に安心感を持って行えるようにするということが大変政策上大きな意味を持つていると考えるわけでございます。

以上、申し上げたような点が今回の法案を作成させていただいた一つの重要な背景でございます。

○山口那津男君 念のため伺つておきますけれども、ペイオフの全面解禁、これを不安なく乗り切るというためには、その解禁までに地域金融機関の健全化を達成しておくことが必要であると考えます。このたびの法律による予防的注入のスキームを作るということは、その意味でも大変重要な意義を持つものと考るわけであります。

このペイオフ解禁について、様々な意見もある中で、基本的な認識を改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフというのは、今までもございませんで、預金保険に一定の限度を設けることによって預金者がしっかりと銀行を選別する、銀行の経営者はそうしたいい意味での緊張感の中でしっかりと経営を行つていく、そういう状況を作り出すということに非常に大きな意味がございます。日本もかつてはそういったペイオフの制度をきちっと機能させておりました。九〇年代の半ば、後半以降、これが一時中断をされたりますけれども、これを元に戻すということは大変重要なことであるというふうに思います。

今回の方針は直接ペイオフと関係付けられるものでは必ずしもございませんで、けれども、やはり地域の金融機関がしっかりと基盤を持って運営していくということ、正にその中で機能の強化がなされていくということは大変重要なこと

であると考えます。

総理御自身、ペイオフをしっかりと予定どおり解禁することを国会でもお話をされました。我々もその覚悟でしっかりと対応を取つてまいりました。我々もその覚悟でしっかりと対応を取つております。そのためには、周知徹底、また名寄せ等の準備、様々なことをしなければいけません。そういう対応もしっかりと行っていくつもりでございます。

○山口那津男君 風評リスクというものについてちょっとお伺いしたいと思います。

リレーションシップバンキング機能の強化について、先日策定された監督指針の徹底、運用等を通じて金融システムの安定化を図つて、べきことはもちろんあります。しかしながら、ペイオフとの関連等で風評リスクという厄介な問題が今なお存在するようにも思われます。歴史上、幾つか経験したことはあるわけありますが、今日のように情報量においても、また伝達手段においてもはるかに高度化した社会にあっても、やはり近年、このような風評による混乱というものが生じたわけであります。

これらを防止するという意味でも、金融庁としてどのような対策を考えておられるか、お伺いしておきたいと思います。

○副大臣(伊藤幸也君) 風評リスクについてお尋ねをいたしましたわけであります。金融庁といたしましては各金融機関が風評リスクに備えて的確な体制を構築することが重要であるというふうに考えておりまして、昨年十二月に九州地域で風評被害が発生をいたしました。その際、直ちに所管の金融機関に対して、風評被害に対する危機管理体制の再検討を要請をする旨の事務連絡文書を発出したところでございます。

また、先ほど山口委員から御紹介がございました、先般、五月三十一日に策定、公表を行つた中・地域金融機関向けの総合的な監督指針におきましても、風評に関する危機管理体制を監督上の評価項目に位置付けまして、風評リスクへの対応にかかる体制、風評発生時の本店各部及び営業

ションシップバンキングの機能強化計画を提出し、た約八割の金融機関が、ローンレビューの徹底や、あるいはスコアリングモデルの活用により、不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資を促進することとしておりまして、また主要行におきましても、四大グループのすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保、第三者保証不要の新たな融資商品を開発をして、そして各商品での貸出しを拡大するなど、新たな動きが出てきております。

今後とも、不動産担保、個人保証に過度に依存しない新たな融資制度に対する金融機関の取組を私どもとしては促してまいりたいと考えております。

○山口那津男君 今のお話の中で、もう一つの道として動産の担保利用、これをもっと拡大するということも一つの道だらうと思います。部分的には今までも動産の担保利用というのはあつたわけありますけれども、しかしこの一つの難点といふものは、担保設定が公示されていない、必ずしもそういう制度が整備されていないところから、ここにスマーズに融資の手が伸びないということもあつたわけであります。

これら動産担保利用を進めるということの環境整備をするために不動産と同じような、あるいは従来ある公示制度、これをモデルにした新たな公示制度、幅広いものを模索していくべきであると私は思うわけでありますけれども、これについて、法務省來ておられますか、基本的な御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(深山卓也君) 御指摘のとおり、中小企業の資金調達を円滑化するためには、従来から行われている不動産担保による融資以外の動産担保を利用した融資を活用する必要性があると認識しております。

このような観点から、法務省では、企業の所有する在庫商品などの動産を利用した資金調達を促進するために、昨年十月から法制審議会動産・債権担保法部会において、動産を譲渡担保に供し

たことを登記によって公示する制度の導入について検討を開始しております。本年二月には、それまでの議論を要綱中間試案の形で取りまとめまして、これについてのパブリックコメント手続も行つたところであります。現在は、同審議会において、パブリックコメントで寄せられた各界からの意見を踏まえて、要綱案の策定に向けた詰めの検討作業を行つておられます。

今後のことですけれども、本年秋にはこの結論を取りまとめて、できる限り早期に関係法案を国に提出することができるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

○山口那津男君 今いろいろと御議論のあります不動産担保によらない融資の道を広げるということと、また一方で、この人的保証の中で包括根保証というのがよく使われているわけであります。が、これによつて生まれる悲劇というものもあるわけであります。この包括根保証がいさざか乱用ぎみであるというところから、これを一定限度、限界を画す、そういう制度を作ること、この点はまた改めて御議論をさせていただきたいと思います。

次に、このたびの法律が成立しますと、政令において具体的なスキームを検討していくこととなると思いますが、その中で、地域金融機関、特に協同組織金融機関にとって使い勝手が悪くなるのではないかと、こういう懸念も表明されているわけであります。この使い勝手という意味で、政令に任された範囲でどのような検討をなされているか、どのような方針で臨まれるか、これについて御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

具体的には、例えば経営強化計画に記載を求める経営の改善の目標につきましては、収益性につきましてはコア業務純益、ROA、効率性につきましては経費率、その他の数値目標としては不良債権の処理に関する数値目標を求めるなどを今考えております。

更にもうちょっと具体的に申し上げますと、収益性の向上につきましては、今のコア業務純益、ROAの向上幅が比較的上位にある金融機関のコア業務純益、ROAの向上幅を上回ること、さらに、業務の効率性につきましては、経費率が直近の事業年度の水準を下回ること、さらに、不良債権の処理につきましては、国資本参加後、不良債権処理が進展することを求めるなどを考えております。

ただ、今の不良債権の処理につきましては、先ほど委員からの御指摘もございましたが、特に地域金融機関につきましては、不良債権比率の水準にばらつきが大きいために、一律の基準を設けることは適当でないというふうに考えております。して、これにつきましては、数値目標の最低基準として、少なくとも資本参加時の不良債権比率よりも減少させることといったような内容を考えております。

また、数値目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項につきましては、代表権のある役員の退任が図られることを基準として定めるといったことも考えております。いずれにいたしましても、できるだけ基準を明確化をして分かりやすく書くということが大事だと思っておりまして、そういった形で制度的確かな運用が図られるように、その一方で、法案の内容の周知にも努力をしなければいけないというふうに考えております。

○山口那津男君 是非、使われる制度として仕組まれるよう御期待したいと思います。

次に、中小企業に対する融資を健全化していくための方策としていろいろな意見があるわけであ

りますけれども、一つは、金融機関の持つている情報をもつともっと活用すべきであるということが挙げられると思います。その一方で、中小企業の持つ情報というものが必ずしも透明的に開示されていないという現状もあるうかと思います。人的要素に頼るばかりでも健全性は確保されないとも思うわけであります。

この中小企業の情報開示を強化する、促進するということが必要だらうと思いますが、中小企業の側にとつてはそれが必ずしもその能力が伴わないと、いう面もあるでしょうし、どのような基準でこれを開示させるべきか、これは大企業とは全く違う視点が必要だらうとも思われるわけであります。その点で、今どのようなお考えかをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 中小企業のデイスクリーナーについて御指摘をいただきました。これはともすればなかなか目立ちにくい問題ではあります。ですが、実は大変重要な問題であるというふうに我々も認識をしております。

言うまでもありませんけれども、これ、上場企業については証取法でそのディスクローナーがかなり詳しく規定されている。中小企業のジャーディスクローナーについてはということになります。また、これは商法と法務省令の規定にのつて行われているということになります。その意味で、ややちょっと形式的なことを申し上げれば、この中小企業のディスクローナー制度については、まずは法務省、中小企業庁において検討がなされている問題だと考えております。

ただ、その上で、我々の立場で一般的なことを申し上げますと、中小企業の会計の質を向上させ申しますと、中小企業の会計の質を向上させ、それによって資金調達が円滑化されるという意味では、これはもちろん金融機関にとっては大変やり難いことであります。何よりもこれは中小企業のためになるという面が非常に強いと思います。

昨年十二月に、これ金融庁も参加しております産業金融機能強化関係閣僚会議というのがあります

ですが、そこで経済活性化のための産業金融機能強化策を取りまとめております。これによりますと、中小企業の決算書類の信用力強化、信用力を高める、それと財務情報の開示を促進しまして、そうすることによって、担保や保証に過度に依存しない、リスクに見合った融资条件の下での資金調達を円滑化していく。また、こうした観点から、中小企業関係団体の指導を通じた中小企業の財務情報の開示を促進して、中小企業の会計をチェックするサービス等の発展等の施策に取り組むということを我々も考へておるところでございます。

具体的には、税理士の団体のようなどころが一緒になって財務諸表を作ると。そうしたものについては、金融機関もそれなりのしっかりと位置付けを与えて更に融資情報として活用していくという、そういう仕組みが今できつつあると承知をしております。

こうした取組を進めることによりまして、結果的に中小企業の会計の質が向上して、この中小企業の資金調達の一層の円滑化が図られるというふとを我々も期待をしているところでございます。

○山口那津男君 比較的簡明で信頼性のある制度を作られることを望みまして、私の質問を終わります。

○池田幹幸君 日本共産党的池田幹幸です。

今日は、九四年末に二つの信用組合が破綻して以降ほぼ十年になるんですが、その間にやられてまいりました不良債権処理問題等々、どういう結果だったのかということについて論じてみたいと思つておるんですが、そういった全体的な問題よりも、囲碁の格言に言います、大場より急場といふことがあります。急場の問題からやらせていただきたいというふうに思うんです。

先日、骨太方針第四弾、出されました。前回、竹中さんに私伺つて、リレーションシップバンкиングってどう説くんだということを伺つたんですねが、今度、骨太方針で間柄重視の地域密着型金融というふうに簡単に翻訳されました。大体これでよく、大体分かることになつてはいけないと思いま

す。

○池田幹幸君 正にそのとおりだと思います。本

が、この地域金融問題に関しては、一つ、これは政府への注文じやなしに、院の問題として申し上げておきたいと思うんですが、私どもは、一昨年春以来、地域金融活性化法案を提出してきました。

地元の発展にとって地域金融が極めて重大であるということは言うをまちません。そういうた

め提案してまいりましたけれども、今国会におきましてもまだつるされたままになつておるわけですね。少なくとも、こういつた法案審議する際には、私どもの法案も同時に下ろして審議するのがフェアじゃないかなと。いまだにつるされておきたいんですけれども、この間柄重視というこ

とについて私は詳しく述べましたけれども、一応今日の議論の前提として簡単なことだけを御紹介したいと思いますが、私たちには、二〇〇一年十二月付け時点でのいわゆる東京ベイ信用金庫の預金担保照会票とか、あるいは担保総合照会票というの入手いたしました。それを明らかにしまして、倉田議長が八三年八月六日から八四年十二月二十五日にかけて松戸信用金庫から計六回手形貸付けという形で四億六千八百万円の融資を受けたということがあります。これは自宅を担保にして借りられたので、その借りたことについてとやかく言うものではありません。

問題は、この四億五千万円を借りて、そしていままだにずっと借りたままになつております。現

在四億五千九十万円、二〇〇一年十二月時点で四億五千九十万円という形に貸出残高がなつておるんですね。未収利息、約定利息と延滞利息を合わせますと八億円になります。合計十二億五千円の負債が存在すると、この時点で。そういうものなんですね。

問題は、これが資産公開されていないと。議長の借財は一億六千万円という形になつております。この四億六千八百万円は記載されていないんですね。これが記載されていないということについては、これはすぐれて倉田議長の個人の問題でもあるし、それはこの参議院の政治倫理綱領にもとる問題であります。ですから、私たちは議院運営委員会で何度もこの問題を取り上げてまいりました。

しかししながら、なぜこれ取り上げてきたかといふと、これはもう御承知のとおり、政治倫理綱領では、一項目だけ挙げますけれども、「われ

当に情実融資なんてのは間柄重視の融資じゃないんですね。

そこで、私は、先日、我が党が先週発表した倉田議長に対する融資の問題についてひとつ今日は伺いたいというふうに思っています。

既に内容については詳しく述べましたので余り繰り返しませんけれども、一応今日の議論

の前提として簡単なことだけを御紹介したいと思いますが、私たちには、二〇〇一年十二月付け時点でのいわゆる東京ベイ信用金庫の預金担保照会票とか、あるいは担保総合照会票というの入手いたしました。それを明らかにしまして、倉田議長が八三年八月六日から八四年十二月二十五日にかけて松戸信用金庫から計六回手形貸付けという形で四億六千八百万円の融資を受けたということがあります。これは自宅を担保にして借りられたので、その借りたことについてとやかく言うものではありません。

問題は、この四億五千万円を借りて、そしていままだにずっと借りたままになつております。現

在四億五千九十万円、二〇〇一年十二月時点で四億五千九十万円という形に貸出残高がなつておるんですね。未収利息、約定利息と延滞利息を合わせますと八億円になります。合計十二億五千円の負債が存在すると、この時点で。そういうものなんですね。

問題は、これが資産公開されていないと。議長の借財は一億六千万円という形になつております。この四億六千八百万円は記載されていないんですね。これが記載されていないと、それがどうかといふことについては私ここでは問いません。要するに、借りた側が金を返さないということをどうか

いうことではなしに、もう返す意思もないような人に金を貸し続ける金融機関の在り方の問題について今日伺いたいというふうに思っています。

これは、記録を見ますと、六回に分けて借りて、その一つ一つについて毎月二十万円ずつ返済しているんですね。ですから、年間百二十万円返済しています。しかし、先ほど言いましたように、約定金利が七・七五%なんですね。延滞金利は一四%といふふうに記載がありますから、それから考えますと、それでも約定金利も年間返済していないということになります。

そういうことがなぜなされているかといふと、すと、毎月毎月返済する、幾らかの返済をするといふことは、返済する意思があるよということのことを一応表明だと言えます。言えますが、しかし、約定金利分にも満たないような返済の仕方、これはもうどんどんどんどん負債が重なつてきますね。そういう返済の仕方をずっと続けることが、一般論でいいですよ、金融機関の在り方として許されるのかどうか。

われは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」となっていますから、議長はこれを明らかにするようにしますが、いまだにその返事がない。そして、昨日の議院運営委員会でもまた我々を取り上げましたけれども、いまだに返事がない、こういう状況にあります。

これは、資産公開法に基づいてなされておる資産公開にこの記載がないということは虚偽の報告だと言わざるを得ないですけれども、この問題そのものは倉田議長の政治家としての資質の問題とになりますから、これがどうかといふことになりますから、これがどうかといふことについては私ここでは問いません。要するに、借りた側が金を返さないということをどうか

いうことではなしに、もう返す意思もないような人に金を貸し続ける金融機関の在り方の問題について今日伺いたいというふうに思っています。

これは、記録を見ますと、六回に分けて借りて、その一つ一つについて毎月二十万円ずつ返済しているんですね。ですから、年間百二十万円返済しています。しかし、先ほど言いましたように、約定金利が七・七五%なんですね。延滞金利は一四%といふふうに記載がありますから、それから考えますと、それでも約定金利も年間返済していないということになります。

そういうことがなぜなされているかといふと、すと、毎月毎月返済する、幾らかの返済をするといふことは、返済する意思があるよということのことを一応表明だと言えます。言えますが、しかし、約定金利分にも満たないような返済の仕方、これはもうどんどんどんどん負債が重なつてきますね。そういう返済の仕方をずっと続けることが、一般論でいいですよ、金融機関の在り方として許されるのかどうか。

金融庁は、例えば監督局は、こういった金の貸し方をしているということについては、これは放

置するんでしようか、一般的に。

○政府参考人(五味廣文君) 一般的なお話ということでございますので、そういった視点で申し上げます。

金融機関、融資をいたしまして、その後の融資管理というのは非常に重要なものでございますけれども、この融資管理におきまして、債務者の財務の実態、業況、あるいは貸出し条件が今おつしやいましたようにどういうふうに守られているかといたような点、あるいは資金使途を確認をしていく、こうしたことから債務者の実情を適切に管理を、実態を把握して管理していくということが重要でございます。

約定どおりの返済が行われていないというケース、こういうケースももちろん銀行の貸出しには間々起こり得るわけでございます。こうした場合には、債権の状況に応じた管理というものが行われるかどうか、これが金融監督としては関心のあるところでございまして、例えば、そうした債務者に対する債権、自己査定をいたします際に、その返済状況を前提にした上で、どうしてそういう返済状況になつたその原因ですね、こういったようなことを把握する、そして将来のその債務の解消の見込みといふのはどういうことになつてゐるか、こういった点についての実態把握をしていふのは、まず当局としては確認をする必要がございます。

それから、そういった実態を踏まえまして、行内の基準あるいは検査マニュアルや公認会計士協会の実務指針などに照らしまして、その実態に応じた適切な債務者区分が行われているかどうか、これを確認する必要がございますのと、その債務者区分に応じてふさわしい償却あるいは引き当てるといった措置が実施されているかどうか、こういふ点を確認をしてまいります。

こうしたような自己査定を適切に実施していくための総合的なリスク管理体制というものができているかどうか、これを確認をいたしまして、問

題があるとありますればこれを指摘をしていくということになります。

ただ、個々の債権をどういう形で保有を続けるのか、あるいは債権を保有をしないという決断をするのか、これはやはり経営判断の問題になります。

す。私どもは、そういう債権を保有しているのか、あるいは債権を保有しないという形で保有を続けるのか、あるいは債権を保有をしないという決断をするのか、これはやはり経営判断の問題になります。

あれば、その債権の実態にふさわしいリスク管理を行つて、経営の健全性というものを確保する形になつているかどうか、ここをチェックをしていくと、こういうことになります。

○池田幹幸君 債権回収の可能性等々について十分チャックするというお話をしたが、一つだけ伺います。私が、地位もあり名譽もあり、いい加減なことがあります。私が、地元もとにあります。なぜか、この位置付けになりますか。

○政府参考人(五味廣文君) 債権回収というのは、金融機関業務のもう一つ重要な側面でございますから、返済の意思、能力といったものがあるのかどうかというのと、途中の債権管理のみならず、最初の与信決定の場面でも極めて重要な要素でございます。その点はきちんと確認をしているかどうかというのもリスク管理の大重要な要素でございます。

○池田幹幸君 申し上げましたように、これ毎月二十万円ずつ返している、しかしこれは約定金利の利息にも満たない額だということなんですね。

そして、公開されております資産公開、政治家の場合はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

さらには、その前でござりますけれども、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

そこで、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

そこで、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

そこで、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

そこで、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

そこで、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

うふうな形で許すことができるんですか。

○政府参考人(五味廣文君) 一般論で申し上げますが、返済の能力もあるいは意思もないということについては、どう見つて、だれが見たって明らかに融資をそのまま放置してきただとすることが言えるんじやないでしょうかね。金融庁、その責任は重大じやありませんか。

これは、確かに、十二億や十四億といえば、大規模な融資ではないかもしませんが、小口融資じゃないですよね、少なくとも。かなりの額の融資じゃありませんか、個別案件としては。どうです。

○政府参考人(五味廣文君) 金融機関の業態とかあるいはその持つている特性に応じてとくに大化を何らかの形で図つていくか、リスク管理上はそこをきちんとしているかどうかが金融機関経営として重要なことだということになります。

○池田幹幸君 松戸信用金庫は二〇〇一年に東京ペイ信用金庫に吸収合併されました。

○政府参考人(佐藤隆文君) 過去十年ということでお答えをさせていただきますけれども、直近は、東京ペイ信用金庫になつてからでござりますけれども、平成十三年三月期を対象といたしまして平成十三年の十一月に立入りを行つております。

その前でござりますけれども、これは松戸信用金庫の時代でございますが、平成十一年三月期の決算を対象といたしまして平成十一年八月に立入りを行つております。

その前でござりますけれども、松戸信用金庫に対しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

さらに、その前でござりますけれども、平成六年八月二十二日を基準日といたしまして、同じく八月二十三日に立入りを行つております。

○池田幹幸君 最初に言われました平成十三年十一月に予告をして、二十七日から立入り開始したということですね。私が発表したのは正に平成十三年の十二月の諸表なんですね。そうすると、ちょうど立入りした時期なんですね。その時期に

わらず債権として抱き続けていくことは、その金額が、その金融機関の、その金融機関の判断なんだと、そういう

て、返済能力は知りませんよ、能力は知りませんが、返済意思がないということについては、どう

見つて、だれが見たって明らかに融資をそのまま放置してきただとすることが言えるんじやないでしょうかね。金融庁、その責任は重大じやありませんか。

これは、確かに、十二億や十四億といえば、大規模な融資ではないかもしませんが、小口融資じゃないですよね、少なくとも。かなりの額の融資じゃありませんか、個別案件としては。どうです。

○政府参考人(五味廣文君) 金融機関の業態とかあるいはその持つている特性に応じてとくに大化を何らかの形で図つていくか、リスク管理上はそこをきちんとしているかどうかが金融機関経営として重要なことだということになります。

○池田幹幸君 松戸信用金庫は二〇〇一年に東京ペイ信用金庫に吸収合併されました。

○政府参考人(佐藤隆文君) 過去十年ということでお答えをさせていただきますけれども、直近は、東京ペイ信用金庫になつてからでござりますけれども、平成十三年三月期を対象といたしまして平成十三年の十一月に立入りを行つております。

その前でござりますけれども、これは松戸信用金庫の時代でございますが、平成十一年三月期の決算を対象といたしまして平成十一年八月に立入りを行つております。

その前でござりますけれども、松戸信用金庫はそれがあります。それを見ますと、我が信託しまして、検査基準日八月、平成八年の八月二十一日、立入り開始が八月二十一日ということです。

さらに、その前でござりますけれども、平成六年八月二十二日を基準日といたしまして、同じく八月二十三日に立入りを行つております。

○池田幹幸君 最初に言われました平成十三年十一月に予告をして、二十七日から立入り開始した

ということですね。私が発表したのは正に平成十三年の十二月の諸表なんですね。そうすると、ちょうど立入りした時期なんですね。その時期に

わらず債権として抱き続けていくことは、その金額が、その金融機関の、その金融機関の判断なんだと、そういう

て、返済能力は知りませんよ、能力は知りませんが、返済意思がないと、借りた意思がない以上、返す意思なんかあるはずがないわけですね。

○國務大臣(竹中平蔵君) 個別の検査の内容、個別の監督の内容についてはお話しする立場ではな

いということを御理解賜りたいと思います。

その上で、これはもう先ほどから両局長から答弁をさせていただいておりますとおり、それぞれの立場からしっかりとした信用リスクの管理、リスク管理は、これは金融機関として行っていたしかなければいけない。

そのリスク管理がどのようになっているかといふことの検査はしっかりと行つておりますし、それに対応した監督、これまたしっかりと行つていただけます。返済の意思、能力、それを踏まえて、ないしは資金の使途、返済の財源、返済の方法等、そういうものはしっかりとそれの立場で見ているというふうに承知をしております。そうしたリスク管理は、我々としてはしっかりと、どこの金融機関においてもしっかりと見ておられるということを是非御理解いただきたいと思います。

○池田幹幸君　どこの銀行でもしつかりと見ていうことで、言外にとて、酌んでくれといふ気持ちならばそれはそれでいいのですが、しかしこの問題、大変なんですよ。政治家ならこんなこと許されるのかという気持ちちは国民の中にあるんです。そうでしょう、普通ならこんな金の借り方したら絶対許されないです。あの激しい貸し渋り、貸しはがしを平気でこれまでくぐり抜けてきているんです。政治家にはこんなことが許されるのかと国民が考えれば、これはもうどんどんモラルハザードが起きてきますよね。そういうことを考えれば、これは小さな問題でないということ、金を貸した側の倫理、しっかりとさせるべきだというふうに思っています。

○池田幹幸君　この銀行でもしつかりと見ていうことで、言外にとて、酌んでくれといふ気持ちならばそれはそれでいいのですが、しかしこの問題、大変なんですよ。政治家ならこんなこと許されるのかという気持ちちは国民の中にあるんです。そうでしょう、普通ならこんな金の借り方したら絶対許されないです。あの激しい貸し渋り、貸しはがしを平気でこれまでくぐり抜けてきているんです。政治家にはこんなことが許されるのかと国民が考えれば、これはもうどんどんモラルハザードが起きてきますよね。そういうことを考えれば、これは小さな問題でないということ、金を貸した側の倫理、しっかりとさせるべきだというふうに思っています。

○池田幹幸君　この銀行でもしつかりと見ていうことで、言外にとて、酌んでくれといふ気持ちならばそれはそれでいいのですが、しかしこの問題、大変なんですよ。政治家ならこんなこと許されるのかという気持ちちは国民の中にあるんです。そうでしょう、普通ならこんな金の借り方したら絶対許されないです。あの激しい貸し渋り、貸しはがしを平気でこれまでくぐり抜けてきているんです。政治家にはこんなことが許されるのかと国民が考えれば、これはもうどんどんモラルハザードが起きてきますよね。そういうことを考えれば、これは小さな問題でないということ、金を貸した側の倫理、しっかりとさせるべきだというふうに思っています。

最後のところで私はこれを指摘しているわけですから、竹中大臣、きちんと指導をして、やっぱり國民から疑惑を持たれないような解決策ということを図つていただきたいということを強く要求しておきたいと思います。

すから、竹中大臣、きちんと指導をして、やっぱり國民から疑惑を持たれないような解決策とありますけれども、リレーションシップバンキングのアクションプログラムというのが昨年以来ずっとやられてきておりますですね。機能強化計画といふのがやられてきたわけです。これが今回の法案ではこれ更に延長していくような形としてとらえています。今までの銀行の健全化というのはほんの主要行に対してやられてまいりました。いよいよ地域金融機関という形に入つてくるわけなんですけれども、この地域金融機関に関しては、一昨年、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法というものが制定されました。ここでも審議されたわけですけれども、この違いですね。

その前に、まず、じゃ、この組織再編特別措置法というのは何のために、何をするために、何を目的として決められたのか、これ簡単にお話しいただきたいと思います。

○政府参考人(増井喜一郎君)　お答え申し上げます。

現行の組織再編成促進特措法でございますが、これは、金融機関の組織再編成には様々な手続を踏む必要がある、あるいは組織再編成をいたしまずと、自己資本比率の低下とか、あるいは預金保険限度額を意識した預金分散への懸念といった様々な懸念、障害がある、障壁がある。そういうことから、自主的な経営判断によります組織再編の円滑化を図るために手続の簡素化あるいは資本増強等の支援措置を講じたものでございます。

○池田幹幸君　何か難しいことを言われるけれども、これはほとんど合併促進法と言われていたわけですから、一般的にそういうものなんですね。合併促進を図ろうという形で、地域金融機関の合併

促進を図る法律だったということで一言言つていいだけの方が分かりがいいと思うんですが、それで、この法案を通したと。

そして、昨年からリレーションシップバンキング・アクションプログラム、これは竹中大臣の下で進められてまいりました。そこで、このアクションプログラムでは機能強化計画というのを提出されておりました。金融庁がそれをチェックしていく組みになつています。

これが、どういうものを提出させるのか。これ、余り時間が掛つてはいけませんので、項目だけで、主な項目だけでもちろちろと書くようになります。それでも今までの銀行の健全化というのはほんの主要行に対してやられてまいりました。いよいよ地域金融機関という形に入つてくるわけなんですけれども、この地域金融機関に関しては、一昨年、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法というものが制定されました。ここでも審議されました。この一昨年に統いて今度の法律が出されるわけですけれども、この違いですね。

例を申し上げますと、例えば中小企業金融について、その再生に向けた取組ということがどういふことを行おうとしているか、例えば創業あるいは新事業支援、こういった点についてどう考えるか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか経営支援とか、こういった点についてどういった工夫をするか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか、こういった点についてどういった工夫をするか、さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先に対して早期事業再生に向けてどんな取組をするかといったような、こういったようなポイント。さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先の役には立たないよということを言つておられます。もろもろのアクションプログラムに盛られました

○池田幹幸君　そうなんです。私、関西の方へ行っていろいろと聞いてまいりました。理事者側、それから組合員の方、実際に仕事をする労働者の方々から話を聞いてきました。ひな形もそのときもあって、帰ってきてまた金融庁からも同じものをしていましたが、これすごいんですけど、これを出していたんだですが、これすごいんですけど、とにかく話し合つてきました。ひな形もそのときも出ていましたが、これは初期債務者数を書き込んで、うち改善支援取組の先は幾らあるのか、それがこれどうなつたのかという、目標だけでもちろちろと書くようになります。事例を挙げて、あと何件ぐらいという形で言つてみてください。

○政府参考人(五味廣文君)　この機能強化計画に盛り込みます、盛り込む必要のあるものといいますのは、アクションプログラムにおいて要請をされております各施策ということになります。

例を申し上げますと、例えば中小企業金融について、その再生に向けた取組ということがどういふことを行おうとしているか、例えば創業あるいは新事業支援、こういった点についてどう考えるか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか経営支援とか、こういった点についてどういった工夫をするか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか、こういった点についてどういった工夫をするか、さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先に対して早期事業再生に向けてどんな取組をするかといったような、こういったようなポイント。さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先の役には立たないよということを言つておられます。もろもろのアクションプログラムに盛られました

○池田幹幸君　そうなんです。私、関西の方へ行っていろいろと聞いてまいりました。理事者側、それから組合員の方、実際に仕事をする労働者の方々から話を聞いてきました。ひな形もそのときも出ていましたが、これはすごいんですけど、これすごいんですけど、とにかく話し合つてきました。ひな形もそのときも出ていましたが、これは初期債務者数を書き込んで、うち改善支援取組の先は幾らあるのか、それがこれどうなつたのかという、目標だけでもちろちろと書くようになります。事例を挙げて、あと何件ぐらいという形で言つてみてください。

○政府参考人(五味廣文君)　この機能強化計画に盛り込みます、盛り込む必要のあるものといいますのは、アクションプログラムにおいて要請をされております各施策ということになります。

例を申し上げますと、例えば中小企業金融について、その再生に向けた取組ということがどういふことを行おうとしているか、例えば創業あるいは新事業支援、こういった点についてどう考えるか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか経営支援とか、こういった点についてどういった工夫をするか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか、こういった点についてどういった工夫をするか、さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先に対して早期事業再生に向けてどんな取組をするかといったような、こういったようなポイント。さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先の役には立たないよということを言つておられます。もろもろのアクションプログラムに盛られました

○池田幹幸君　そうなんです。私、関西の方へ行っていろいろと聞いてまいりました。理事者側、それから組合員の方、実際に仕事をする労働者の方々から話を聞いてきました。ひな形もそのときも出ていましたが、これはすごいんですけど、これすごいんですけど、とにかく話し合つてきました。ひな形もそのときも出ていましたが、これは初期債務者数を書き込んで、うち改善支援取組の先は幾らあるのか、それがこれどうなつたのかという、目標だけでもちろちろと書くようになります。事例を挙げて、あと何件ぐらいという形で言つてみてください。

○政府参考人(五味廣文君)　この機能強化計画に盛り込みます、盛り込む必要のあるものといいますのは、アクションプログラムにおいて要請をされております各施策ということになります。

例を申し上げますと、例えば中小企業金融について、その再生に向けた取組ということがどういふことを行おうとしているか、例えば創業あるいは新事業支援、こういった点についてどう考えるか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか経営支援とか、こういった点についてどういった工夫をするか、それから取引先、既に取引が始まつてある企業に対する経営相談とか、こういった点についてどういった工夫をするか、さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先に対して早期事業再生に向けてどんな取組をするかといったような、こういったようなポイント。さらには、担保、保証に過度に依存しない、そういうふうにして業況が傾いているような融資先の役には立たないよということを言つておられます。もろもろのアクションプログラムに盛られました

るのもあなたがち責められないんじゃないでしょうかといふんきょく的な言い方で言つておられたわけですけれども、これ非常に大事なことだと思ひます、実際このリレーションシップ・バンкиングを強化発展させていくという立場に立てば。

というのは、数値目標は求めないけれども、結局は同じようになつてゐるんですよ、そこに書き込まないだけで。求められていつてゐる。これ実態としてあります。それから、進捗状況については、これ進捗状況報告、さつき言いました六か月ごとにこれ出すようになつていていますね。

そして、自主性というふうに言われてゐるんです、これは。自主性と。自主性と言われてゐるんですけども、このリレバンのアクションプログラムが出てから、これ以前よりも、以前よりも業務が極めて複雑、煩多になつてしまつたということを言つています。リレバンにはメリットがない、むしろ弊害の方が多い、ということが言われてます。それから、いま一つ、自己資本比率について、これは四%でいいはずなのに六%以下だと厳しい指摘を受けるというふうに言つています。

で、時間の都合もあるから、全部あつちこつちから言われたことをまとめ言いますけれども、ともかく合併合併という形で進められてくる、言われるわけです。これは、先ほど言いました合併促進法がありますからね、おととしにできた。それに重ねてのアクションプログラムですから。そういうことが押しつけられてきて、結局合併しなくてもやつていつけるのに、当局から一定の自己資本を求められる、そなると合併の方向に進まざるを得ないんだと。私がこれ聞いてきたところでの、一つの信金はちょうど合併直後の信用金庫でしたけれども、結局そういう方向だったというふうに言つていました。これね、非常に重大なことだと思うんですね。

まだ、あと幾つかの事例も出したいと思うんですね。それとも、その際の指導の仕方としてのやり方もあります。例えば、これは大阪じやありませんが、関西のある銀行に関して言えば、金融検査マ

ニユアルでやられておる資産査定、債務者区分、このやり方が、非常にいいことを書いてあるけれども、全く実態と違うと言つてゐるんです。

とにかく、これはちょっとと一つ聞きますけれども、保証協会保証が付いておるからということでもランク下げるというふうなことはあつていいんでしょうか、この金融検査マニュアルに関して。も、保証協会保証が付いておるからということでもランク下げるというふうなことはあつていいんじやないんじやあります。

○池田幹幸君 そう私も思つていました。

それから、それじゃ赤字だと、ずっと連続して赤字じゃないですよ、その期だけ赤字、帳簿上の赤字、それが出了というだけでもつて債務者区分を下げるということはあつていいでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 今回、改訂させていただきました別冊にも改めて強調してあるわけでござりますけれども、特に中小企業向け融資の場合には財務諸表等に表れた表面的な係数だけで判断するということは戒めなくてはいけないということです。

赤字じゃないですか、その期だけ赤字、帳簿上の赤字、それが出了というだけでもつて債務者区分を下げるということはあつていいでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) ただきました別冊にも改めて強調してあるわけでござりますけれども、特に中小企業向け融資の場合には財務諸表等に表れた表面的な係数だけで判断するということは戒めなくてはいけないということです。

赤字じゃないですか、その期だけ赤字、帳簿上の赤字、それが出了というだけでもつて債務者区分を下げるということはあつていいでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 今年に入つてから、近畿財務局から不良債権比率の削減について目標を設定する、こういう話が出てきた。しかも、丁寧ですよ、これは個別には公表しない、個別には公表しない。業態としては公表するけれども、個別には公表しないから数値目標を設定して計画に上げろという指導がなされてきているんです。御存じですか。

○政府参考人(五味廣文君) そういう事実は存じません。

○池田幹幸君 とするならば、すぐ調べられますか。

○政府参考人(五味廣文君) 調査いたします。

○池田幹幸君 これは徹底してやつていただきたいと思うんです。ここで大臣が言つていること、非常に丁寧んですね、個別には公表しないよ、業態では公表するけれども、こんなことまで言つて書かせると。那人言つていました、書かないといつて。いや、これをやると更に突っ込んでこられるということを言つていましたからね。そういう状況にあります。

しかし、これはきつちり調べてやつていただきたい。それは決して近畿財務局だけじゃないかも分かりません。近畿財務局は特異なのでないのかも分かりません。私はほかのところは調べていませんからあれなんですか、そういう状況が

付きも含めて丸ごとランク下げられちゃつたという状況なんですね。だから、これで、こうなりますと、もう中小企業、悲劇ですよ。もうともかく金融機関につぶされる、つぶされたに等しい状況に追い込まれていかざるを得ないんですね。

だから、そんなことがいまだに起きているということを一つ申し上げておきたいと思います。ところが、これは、本當ですか、実際、これは近畿財務局、所管ですよ。ここで出ているんです。

今年に入つてから、近畿財務局から不良債権比率の削減について目標を設定する、こういう話が出てきた。しかも、丁寧ですよ、これは個別には公表しない、個別には公表しない。業態としては公表するけれども、個別には公表しないから数値目標を設定して計画に上げろという指導がなされてきているんです。御存じですか。

○政府参考人(五味廣文君) そのために再びこれは赤字に見込まれるところへ行つたんです。ところが、ここからが大事なんだけれども、そういった一月の検査、金融庁の検査で、一部の業種に関して収益還元方式にせいと指導されたと。そのためには、引き当てが足りないということになつて、担保評価が厳しく行われたために引当金積みと言われた。そのためには再びこれは赤字に転落と。それで今合併の話が出ていると言えればこの銀行かは大体そちらもお分かりだろうけれども、あえて私名前言いません。要するに、今、来年三月期を目当てに黒字化を図るということで、またまた大変なりストラ、人減らし、それから資金の引下げ、一時金なし、こういった状況が起きているんです。

これ、後でも問題にしたいと思うんですけれども、先ほどの組織再編法ですね、合併促進法、それの経営基盤強化計画の認定に際して、経営基盤計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと、ということは明確にこう書いてあります。にもかかわらず、こういうことがやられているんです。まだ今審議しているこの法案じやないですか、この法律に基づいてやられていることが、さらに今度は後で問題にしますけれども、もつとこれがえげつない形でやられるおそれがあります。まだ今審議しているこの法案じやないですが、この法律に基づいてやられていることが、

それで、そういう形で合併を促進するということたつてみると、決してそんなにきれいな状況には行つていらないという実態があります。

私が聞いた話、これは銀行からと、いうよりも、その正に債務者区分下げられた御当人から聞いた話、これは銀行から聞いた話、これが聞かれておるようないい人減らし、資金の

引下げ、労働条件の改悪、これが合併を推進する、組織再編する、そういう名の下にやられている実態については、これはどうなさいますか、金融庁は。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、先ほどから池田委員の方から非常に詳細に現場の声をお聞かせいただきました。現場の声は大変大事だと思います。我々も参考にできることは是非参考にさせていただきたいと思っております。

ただ、その中で、あえてちょっと幾つか申し上げさせていただきますと、やはりこれは監督する側とされる側の立場というのも当然あるかと思います。監督される側からしますと監督する側は常にある程度やはり煙たいものでございましょうから、いろんな書類を出せというふうに言われましたら、それなりの反発もございましょう。しかし、ある程度そういう存在でなければきちっとした監督指導はできないという面もございます。

そうした意味では、例えば今回のリレーションシップバンキングで計画の話がございましたけれども、機能強化計画の話がございましたけれども、これはむしろ我々としてはいろいろ出していただいて、それを同時に公表しますので、それでパブリックプレッシャーを通じた、よりベストプラクティスの習得ないしは競争による質の向上というのに我々は大変期待をしているわけです。

例えば、一例としてあえて申し上げますと、これは隣の金融機関はこんなすばらしいことをやっているのか、ならばどうしてうちもやってくれないんだと、そういうパブリックプレッシャーが来ますから、そういうところから見ますと、そんなのだと、そういうふうに担当者は思われるかもしれません、そういうことも踏まえて、しかしやはり地域サービスを良くしていただくことが、これは預金者のためであり、ひいてはその銀行自身のためにもなる、そういうメカニズムがあるということも是非御理解を賜りたいと思います。

直接のお尋ねはリストラでございますけれども、これは当然、実は、先ほどから申し上げているように、まず地域の企業をしっかりと再生していきたい、地元の経済が良くなる、同時に、金融機関としては、やはり収益性、効率性を高めていただけで、組織そのものの持続可能性をしっかりと確保していかないと、リレーションシップバンキングの以前としてバンキングそのものが成り立たなくなるわけでござりますから、そこは経営判断としてしっかりとやるべきことはやはりやつていただきかなればいけないのだと思います。そういう努力をもしかしたらところがあれば、それは結局経営体として成り立ついかなくて、最終的には預金者やその取引先の企業が迷惑を被るわけですから、そこは地域と共に共生するためにも必要なリストラは当然やつていただきなればいけないということだと思います。

しかし、これは経営の判断です。我々は、こういうふうなリストラについて個々に金融庁が指導をするというようなこと、人員を何名削減しようと、そういう経営の判断に具体的に立ち入ることはありません。そのためにも自主的に計画を出していただいて、その自主的に出した計画を私たちにはしっかりとフォロー・アップしていくという行政を取りついているわけありますので、ここは、大変厳しい競争環境の中でも金融機関に頑張るべきとのに我々は大変期待をしているわけです。

例えば、一例としてあえて申し上げますと、これは頑張つていただいて、地元の再生と自らの財務基盤の強化、両方をしっかりと果たしていただきたくと思っています。

○池田幹幸君 言葉はきれいなんですね。自主的に計画を出していただけて、それを達成していた

とともにリストラも必要でしようと言つけれども、そんなものじゃないですよ。前回のときに、私、例の船橋信金を吸収した東京信用金庫のことをお話ししました。大変な勢いで支店を減らす、人も減らしているんですね。そうすると、リレーションシップバンキングだ、フェース・ツー・フェースだと言うけれども、顔と顔を合わすといったって、片一方の顔がなくなつちやう、担当した従業員がいなくなつちやうということが生まれたら、フェース・ツー・フェースやりようがないじやないですか。そういう形としてリストラというのを表れてるんですね、経営改善だとおつしやるけれども。

しかし、リレーションシップバンキングという形の機能を強化しようという意味での、それでやる限り、この人減らしというのを慎重にやれよということがあるからこそ、この合併促進法でわざわざ認定の要件の一つとしてこれ必ず含んでいいといけないんですよ、「従業員の地位が不当に害されるものでないこと」と、これを含んでいなければ認定しませんよと、経営強化計画を。そういうものとして出されたわけでしょう。ところが、実際はそんなことやられているということを私は申し上げているんですね。そのところを、そこだけは一般論ですうと片付けたんじや困るんです。そのことを強く申し上げておきたいと思うんです。

○池田幹幸君 今、この説明はどんでもないですよ。

の域をはるかに超えた形で圧力を受ける。そうすると、その自己資本、これ達成しなきやいかぬ、どうしようかということになりますと、結局は貸し済り、貸しはがしゃるとか、そして、ともかく人減らしをやりますと、進んでいくんですよ。そういう方向に、ともかく収益上げていかなければいかぬということになりますから。そういう圧力として働いているというのが実態だということを監督官庁の側は知らないといけないと思いますね。

ともかくリストラも必要でしようと言つけれども、そんなものじゃないですよ。前回のときに、私は、例の船橋信金を吸収した東京信用金庫のことをお話ししました。大変な勢いで支店を減らす、人も減らしているんですね。そうすると、リレーションシップバンキングだ、フェース・ツー・フェースだと言つけれども、顔と顔を合わすといったって、片一方の顔がなくなつちやう、担当した従業員がいなくなつちやうということが生まれたら、フェース・ツー・フェースやりようがないじやないですか。そういう形としてリストラというのを表れてるんですね、経営改善だとおつしやるけれども。

しかし、リレーションシップバンキングという形の機能を強化しようという意味での、それでやる限り、この人減らしというのを慎重にやれよということがあるからこそ、この合併促進法でわざわざ認定の要件の一つとしてこれ必ず含んでいいといけないんですよ、「従業員の地位が不当に害されるものでないこと」と、これを含んでいなければ認定しませんよと、経営強化計画を。そういうものとして出されたわけでしょう。ところが、実際はそんなことやられているということを私は申し上げているんですね。そのところを、そこだけは一般論ですうと片付けたんじや困るんです。そのことを強く申し上げておきたいと思うんです。

○池田幹幸君 今、この説明はどんでもないですよ。とんでもない。そんなこと許されないです。

というのでは、法律の目的は合併を中心とするものでありますと、前の法律は、今度はそうじやありませんと言えけれども、しかし、実際上合併を促進することについては、一つ目的に入っていますね、今度の法律にも。同じじやありませんか。

そうなつた際に従業員の地位が危うくなる、直接的に危うくなるという点では同じじやありませんか。

要するに、前の法律では、これが欠けたらもう認定として認められないわけですよ。六項目あつて、六項目のうち一つでも欠けたら認定されないんです。そういう厳しいものだった。今度は、同じようにあります。前の法律にある五項目、ほとんど同じ、挙がっていますよ。更に加えて十項目だ、今度は十一項目になっています。十一項目に項目を増やしたけれども、この要件だけは、「従業員の地位が不当に害されるものでないこと」という要件だけは落としました。あつたものをわざわざ落としたということは、それだけ緩和したと、このことについては法律事項から落としたと明確に表れているじゃありませんか。こういうものとして認定申請する側は理解しますよ、当然のことながら。リストラ強化する、首切り、人減らしやる、これはもうやつていいんだという形になるじゃありませんか。大臣、どうですか。これは事務官方じやないよ。

○國務大臣(竹中平蔵君) 先ほど局長から答弁させていただいた二点を是非御理解いただきたいと思います。

一つは、前回の組織再編特措法というのでは、正に組織の再編そのものがその法律の対象とするインシューであつたわけであります。そうした中で、雇用者の問題といふのに直接関連する問題として、それに対する明示的な記載があつた。しかし、今回の法律というのはそういうことが直接の目的ではありません。正に金融機能の強化ということありますから、これはやっぱり法形式論として違うものがあるというのには第一の点。しかし同時に、雇用者に対する配慮等々、それ

は重要であるということを我々は認識しておりますので、政令において経営強化計画においては経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項の記載を求めるに、この点は我々も明言させていただいているわけでございます。

これは法律の作り方の問題、それと実態の問題と、いうのを是非分けて御理解を賜りたいと思います。

○池田幹幸君 これは理解できないでしよう。政令事項に落とすわけですね。政令でこれ書くとどこに書いてありますか、今度の法律に。書いてないです。それ、今説明で言われただけじゃないですか。

だから、これはこれで大事な答弁ではあります。大事な答弁ではありますけれども、しかし、その精神は、これ緩和したんですよ、この項目については。そうとしか取れないじやありませんか。こういったことは極めて重大な問題として指摘しておきたいと思うんです。

いま一つ、時間が非常に迫つてまいりましたので、法案のことに関して入りたいと思つんですが、性格だけをここで一つ指摘しておきたいなというふうに思うんですが、金融の資本増強制度ですね、金融機関の。これについては、金融機能安定化法の九八年以來、安定化法だ、早期健全化法、それから預金保険法、金融機関組織再編法、金融機能今度の強化法という形で幾つも出てきたわけです。

これを表にしてみたんですよ、提出計画と審査基準や引受け要件を。そうすると、非常に面白い特徴が表れまして、金融機能安定化法や早期健全化法の場合の提出計画を見ますと、経営の合理化とか責任ある経営体制という形で、かなり抽象的一般的なんですね、提出求めるのは。

ところが、だんだんだんだん地域金融機関に移つてまいりますと、組織再編法、そして今回の機能強化法、これになるに従つて非常に緻密になつてくるんです。これは政府の認識の発展によつて緻密になつたのか、それとも中小金融機関

に対してはより厳しくしていこうということ、そういうことから表れたのか、僕はまあ後者だといふふうに思いますが、そういうものとして表れてます。その気持ちがどうであれ、現実の問題としては非常に細かく数値目標を設定したり責任ある経営体制だとか、様々、誠に細かく書いてあります。目標未達成の場合の経営責任とかですね、いうところまでこの機能強化法では出てくるんですね。安定化法や早期健全化法ではありませんでした。

さらに、その基準、審査基準になると更に難しくなつて、先ほど大塚委員の取り上げた適切な審査定がされていることというようなことがあります。これも私伺おうと思つていたことですけれども、先ほどの答弁があつたのでそれはそれで置いておきますが、しかし、ともかく収益性、効率性等の数値目標が基準を満たすものであることと、どうで今回の法律では出てくる。しかし、こんなものは安定化法や早期健全化法ではないです。

非常に厳しく収益性、効率性の数値目標と、ふうになりますと、結局はさつき言つたように収益追求しなければいけないからと、いうことで、リストラする、首切りする、貸し渋り、貸しはがしするという形で表れてくるんです。特に中小の金融機関、地域金融機関ですからね、やり方として、どういうものとしてなつてているということについて、大臣、どのようにお考えでしょう。

○政府参考人(増井喜一郎君) 御答弁申し上げます。

○池田幹幸君 そうでしよう。数値目標は決めませんと言つけれども、不良債権の比率をちゃんと明記させて、これどうしろというんですか。書かせる以上は減らしなさいというんですか。書かせる以上は減らしなさいというんですか。書かせる以上は減らしなさいというんですか。書かせる以上は減らしなさいというんですか。書かせる以上は減らしなさいというんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 御答弁申し上げます。

金融機能強化法、その前の旧安定化法あるいは早期健全化法等々ございましたが、それぞれやはり法律の目的が違つて思つております。そういう意味で、特に安定化法あるいは早期健全化法は、平成九年当時の金融システムに対する内外の信認の急激な低下とかあるいは貸し渋りの問題の深刻化といったような状況の下で、時限的に立法されたということでございますし、今回の金融機能強化法は、それは言わば金融機能の強化を目的に経営改革を行うそういうた地域金融機関の取組を公的サポートをするということでございます。その目的が違つているということと、さらに今回の金融機能強化に関しては、やはりどういった観点から資本参加をするかということを明確化する必要があるかと思います。

そういう意味で、計画の内容あるいは審査の基準について極力具体的に法令で書かせていただく、そういう観点からこういった形にしたものでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今この点は大切な問題でありますので、是非ともしっかりと御理解を賜りたいところでありますと思います。

これはしかし、今までの幾つかの法律との御比較をなされましたけれども、危機対応のものと金融機能の強化のものというは、やっぱり目的、性格は根本的に異なっていると思います。危機対応は今の百二条に引き継がれて、これはもうパーマネントな恒久的な措置です。今回は、今この地域の経済の状況等々を勘案して、時代の政策要請に基づいて行う非常に期限付きの時限的なものなわけです。

同時に、金融機能の強化、危機対応ではなくて金融機能の強化という目的に照らすものでありますから、やはりモラルハザードが起らぬよう歯止めはしっかりと作つていかなければいけない、そういうやはり法律の目的とその位置付けに基づいた各条案の組立てになつているということであります。

その際には、当然のことながら、金融機能が強化されていくかどうかということはやっぱりきちんとチェックしなければいけないと。その場合に、収益性もあれば、いわゆる企業でいうところのPLに相当するものもある。その一つとして不良債権の問題がありますけれども、これも不良債権を主に行なつて何%に減らせるとか、そういうものは全く考えておりません。これは、不良債権が今より増えたら困ります。増えないようななどいうふうな、そういうことは求めなければいけませんですけれども、何%に減らせとか、そういう意味でのいわゆる不良債権の減少目標ではないということは是非はつきりと申し上げておきたいと思います。

○池田幹幸君 結局、だけれども、数値目標になるとんでしょう。今何%、そうすると、現時点において不良債権の比率がどう見たって不健全だと、重いやつについてはそれより増やさなければよろしいと、そういう場合でも。そういうことで

すか。そういうことですか。

○委員長(円より子君) 質疑終了時刻が参つておりますので、答弁、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権比率に関する御質問はそのとおりでござります。

○池田幹幸君 そのことをしつかりと確認して、ともかく数値目標でぎりぎりぎり中小金融機関を締め上げて地域経済を冷え込ませるようなことが絶対あつてはならないということを申し上げて、終わります。

○委員長(円より子君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(円より子君) 両案に対する本日の質疑はこれにて散会いたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何ぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。○委員長(円より子君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第二八七九号)(第二八八〇号)(第二一八八一号)(第二八八二号)(第一一八八三号)(第二一八八四号)

一、大増税の中止に関する請願(第二九一八号)

一、国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願(第二九一九号)

一、大増税の中止に関する請願(第二九二一九号)

一、年金を口実にした消費税増税反対に関する請願(第二九二二号)(第二九二三号)(第二九二四号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第二九二五号)(第二九二六号)(第二九五六号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることにに関する請願(第二九五七号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号)(第二九八〇号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることにに関する請願(第二九八一号)(第二九八二号)(第二九八三号)(第二九八四号)(第二九八五号)(第二九八六号)

一、大増税をやめることに関する請願(第二九八七号)

一、年金への課税強化反対に関する請願(第三〇三〇号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願(第三〇五五号)

一、年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願(第三〇七八号)(第三〇七九号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三〇八〇号)(第三〇八一号)(第三〇八二号)(第三〇八三号)(第三〇八四号)(第三〇八五号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇九二号)(第三〇九三号)(第三〇九四号)(第三〇九五号)(第三〇九六号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三〇九七号)(第三〇九八号)(第三〇九九号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三一〇〇号)(第三一〇一号)(第三一〇二号)(第三一〇三号)(第三一〇四号)(第三一〇五号)(第三一〇六号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三一〇七号)(第三一〇八号)(第三一〇九号)(第三一〇一〇号)(第三一〇一一号)(第三一〇一二号)(第三一〇一三号)(第三一〇一四号)(第三一〇一五号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇一六号)(第三一〇一七号)(第三一〇一八号)(第三一〇一九号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇二一號)(第三一〇二二號)(第三一〇二三號)(第三一〇二四號)(第三一〇二五號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇二六號)(第三一〇二七號)(第三一〇二八號)(第三一〇二九號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇三〇號)(第三一〇三一號)(第三一〇三二號)(第三一〇三三號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇三四號)(第三一〇三五號)(第三一〇三六號)(第三一〇三七號)(第三一〇三八號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇三九號)(第三一〇四〇號)(第三一〇四一號)(第三一〇四二號)(第三一〇四三號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇四四號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)(第三一〇四五號)

中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋三ノ二六ノ五 鳴田信希 外七百四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八八〇号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 三重県亀山市高塚町九ノ一〇一 水戸英充 外四百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八八一号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 茨城県つくば市春日一ノ二〇一ノ四〇六 嶋山裕司 外四十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八八二号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬五ノ一九ノ六ノ二〇一 黒田正 外四百四十七名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八八三号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西一ノ一 原栄一 外百三名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八八四号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 横浜市鶴見区寛政町一四ノ一〇 町井勝 外六百七十二名

紹介議員 斎藤 効君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九一八号 平成十六年五月二十一日受理 消費税の大増税反対に関する請願

請願者 北海道函館市時任町五ノ一一ノ一〇一 半田啓一 外百八十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二九一九号 平成十六年五月二十一日受理 大増税の中止に関する請願

請願者 德島県小松島市田浦町近里八四ノ一 坂口千恵美 外一万九千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二九二〇号 平成十六年五月二十一日受理 国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願

請願者 名古屋市港区木場町九ノ五 藤原道彦 外九千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二一号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬五ノ一九ノ六ノ二〇一 黒田正 外四百四十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二二号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 新潟県新発田市下三光五一四 伊萩原三男 外八十一名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二三号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 広島県廿日市市平良二ノ一〇ノ四三ノ一〇四 森山千穂 外三千三百八十七名

紹介議員 政広 外三千三百八十七名

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二九二四号 平成十六年五月二十一日受理 国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願

請願者 百八十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二九二五号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二

紹介議員 萩原三男 外八十一名

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二六号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 三ノ一〇四 森山千穂 外三千三

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二七号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 甲一、八九八 岩本光雄 外四百九十九名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市御殿山四ノ一一ノ一 五 万木徳子 外一万九千九百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九二三号 平成十六年五月二十一日受理 年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

請願者 山梨県甲府市小松町六二五ノ四二 九 吉川寛 外三百四十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九二四号 平成十六年五月二十一日受理 年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

請願者 山梨県甲府市小松町六二五ノ四二 九 吉川寛 外三百四十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二九二五号 平成十六年五月二十一日受理 年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市天王町八一六 竹山道彦 外九千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九二六号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二七号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 東京都北区上十条三ノ七ノ七 菊池俊雄 外四百四十五名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九二八号 平成十六年五月二十一日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 甲一、八九八 岩本光雄 外四百九十九名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

行わないことに関する請願

請願者 富山県射水郡下白石六七三ノ五 五 山崎令子 外四百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九五七号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 奈良県生駒市小明町二、一〇五ノ一 九 吉川寛 外三百四十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二九五八号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 横浜市都筑区あゆみが丘五ノ三一 九 吉川寛 外三百四十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九五九号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 ノ四〇四 小田川義和 外九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二九六〇号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 ノ四〇四 小田川義和 外九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九六一号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 甲一、八九八 岩本光雄 外四百九十九名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二九六二号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わないことに関する請願

請願者 甲一、八九八 岩本光雄 外四百九十九名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第一九八〇号 平成十六年五月二十四日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 三重県四日市市曙町二八ノ一一 伊藤暁美 外四百十六名	紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
第一九八一号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 千葉県東葛飾郡沼南町高柳一、七 九一ノ三七 佐々木葉子 外一万 千二百三十一名	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第一九八二号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 神奈川県海老名市中新田八七八ノ六 加藤寛子 外九千九百九十九 名	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第一九八三号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 大阪府高槻市奈佐原二ノ二二ノ五 二 熊谷さとみ 外九千九百九十九 名	紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第一九八四号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 愛知県田原市田原町山口一五ノ五	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第二九八五号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 枝木哲夫 外九千九百九十九名 八田ひろ子君	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第二九八六号 平成十六年五月二十四日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願 請願者 岸啓子 外九千九百九十九名 西山登紀子君	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第二九八七号 平成十六年五月二十四日受理 大増税をやめることに関する請願 請願者 神奈川県相模原市若松一ノ一四ノ七 神山隆雄 外四四八名	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。
第二九八八号 平成十六年五月二十四日受理 年金への課税強化反対に関する請願 請願者 横浜市磯子区杉田五ノ一六ノ四〇 石黒信昭 外三万二千三百五十六 名	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
第二九八九号 平成十六年五月二十五日受理 年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願 請願者 岩手県盛岡市黒石野二ノ二一ノ四 潮見幸子 外一万名	紹介議員 中川 義雄君 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
第二九九〇号 平成十六年五月二十五日受理 年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願 請願者 岩手県盛岡市黒石野二ノ二一ノ四 鈴木孝 外二万五百七十四名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。
第二九九一号 平成十六年五月二十六日受理 大増税をやめることに関する請願 請願者 青森市本町二ノ五ノ八 山崎潤平	紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 外二千五百九十名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

大増税をやめることに関する請願 第三〇八一号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一一ノ二 小池 晃君

紹介議員 坂本政則 外二千五百九十名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小池 晃君

大増税をやめることに関する請願 第三〇八二号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一一ノ二 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 岡野加奈子 外千八百名

大増税をやめることに関する請願 第三〇八三号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一一ノ二 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 井上 哲士君 外千八百名

大増税をやめることに関する請願 第三〇八四号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一一ノ二 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 池田 幹幸君 外千八百名

大増税をやめることに関する請願 第三〇八五号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一一ノ二 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 奈良県桜井市大福六〇六ノ一 大垣正芳 外千八百名

大増税をやめることに関する請願 第三〇八六号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 奈良県桜井市大福六〇六ノ一 大垣正芳 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 青森県弘前市大字田茂木町一九ノ五 藤田光伸 外千八百名

大増税をやめることに関する請願 第三〇八七号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 青森県弘前市大字田茂木町一九ノ五 藤田光伸 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 大門実紀史君 第三〇八六号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 高知市尾立二三二ノ一大西一市 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 緒方 靖夫君 第三〇八七号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森市石江高間一六ノ一一 藤原 柚樹 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 大沢 辰美君 第三〇八八号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 神戸市垂水区霞ヶ丘一ノ一ノ六 森本陽一 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 紙 智子君 第三〇八九号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森市合浦二ノ一四ノ三八 成田 美奈子 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 紙 智子君 第三〇九〇号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森市浪館泉川三四ノ四五 林若 稲 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小泉 親司君 第三〇九一号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小泉 親司君 第三〇九二号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小林知子 外千八百名 第三〇九三号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小林知子 外千八百名 第三〇九四号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 小林知子 外千八百名 第三〇九五号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三〇九六号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 大阪市東淀川区豊新三ノ一四ノ九 久永万紀子 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 富本 岳志君 第三〇九七号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森市石江高間一六ノ一一 藤原 柚樹 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 富樫 練三君 第三〇九八号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 長田茂敏 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 西山登紀子君 第三〇九九号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森県黒石市ぐみの木三ノ四九 森さとみ 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 畑野 君枝君 第三一〇〇号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森県下北郡大畑町大字大畑字本町六二 佐藤二郎 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君 第三一〇一号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 町六二 佐藤二郎 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇二号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇三号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇四号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇五号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

大増税をやめることに関する請願 第三一〇二号 平成十六年五月二十六日受理

請願者 大阪市東淀川区豊新三ノ一四ノ九 久永万紀子 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 宮本 岳志君 第三一〇三号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 鹿児島県名瀬市春日町一九ノ一 五一 森サエ 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君 第三一〇四号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 青森県下北郡大畑町大字大畑字本町六二 佐藤二郎 外千八百名

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君 第三一〇五号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 東京都江戸川区船堀二ノ一三ノ一 五 水上ひろみ 外六千四百五十

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇六号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 東京都江戸川区平井二ノ四ノ一 七名

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇七号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇八号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇九号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇一〇号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇一一号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇一二号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第三一〇二号 平成十六年五月二十六日受理

消費税引上げなど大増税の中止に関する請願

請願者 山口県周南市大字須々万奥五四八 国本誠 外四千名

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇三号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇四号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇五号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇六号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇七号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇八号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

請願者 岡山市古町二ノ四ノ八 日沖悦

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

紹介議員 井上 美代君 第三一〇九号 平成十六年五月二十六日受理

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第三一〇七号 平成十六年五月二十六日受理

紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇三号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 北海道夕張郡長沼町錦町北一ノ四 荒井晴美 外四千名
紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇四号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町綴子字柳中 一〇ノ一一 三澤照美 外四千名
紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇五号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 東京都西東京市富士町二ノ六ノ一 ○ 高橋和幸 外四千名
紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇六号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 東京都板橋区大山東町一四ノ一 大歌章子 外四千名
紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇七号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 東京都板橋区大山東町一四ノ一 小川俊幸 外四千名
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一〇八号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市山手台西二ノ二九ノ一 一〇 清水勇治 外四千名
紹介議員 井上由紀子 外四千名 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一一三号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 京都府中郡峰山町二箇四四八ノ二 井上由紀子 外四千名
紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一一九号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 埼玉県鴻巣市赤見台二ノ四ノ一 谷口民子 外四千名
紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二四号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 東京都江東区東陽三ノ九ノ一 磯山礼子 外四千名
紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二五号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 岩手県大船渡市日頃市町字下鷹生 九三 伊藤典子 外四千名
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二六号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 京都府宮津市宇惣四二二ノ二 田孝一 外四千名
紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二七号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 岩手県大船渡市大船渡町字明神前 二二ノ一 熊谷文江 外四千名
紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二八号 平成十六年五月二十六日受理 消費税引上げなど大増税の中止に関する請願 請願者 山口県防府市松原町三ノ二四 田秀明 外四千名
紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一二九号 平成十六年五月二十七日受理 大増税計画の中止に関する請願 請願者 愛知県尾西市小信中島字郷北一二 ノ一 野村忠男 外八百五十六名
紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。	第三一三〇号 平成十六年五月二十七日受理 消費税を始めとする大増税の中止に関する請願 請願者 東京都葛飾区立石八ノ一五ノ一〇 野内宏一
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。	第三一三一号 平成十六年五月二十七日受理 一、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数（厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七
2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
一 前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乘じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を基準とする。

合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。
4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。
一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回る場合 第七十一条の三第一項、第二項及び第四項
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項
三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第七十二条の三第二項から第四項まで
四項まで
5

前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。
第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率の四月一日の属する年度である場合にあっては、再評価率に可処分所得割合変化率及び調査率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定が行われる場合には、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乘じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
三 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項
五 物価変動率が一を下回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項

度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項
四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、調整率が一以下となる場合 第七十二条の三第一項から第三項まで
五 物価変動率が一を下回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。
一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。
第七十七条第一項中「組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。」を削る。
第七十八条第二項中「二十三万四千四百円」と「二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したものが「賃金変動等改定率」という。」を削る。
第六十九条第一項中「（第八十一条第一項中「第二十一年四千九百円に賃金変動等改定率」に代わる「二十一年四千九百円に賃金変動等改定率」）」を削る。
第七十条第一項中「（第二十一年四千九百円に賃金変動等改定率）」を「（第二十一年四千九百円に賃金変動等改定率）」に改める。

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一項及び第二項
四 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第一項、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
一 前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
三 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第一項、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
一 前年度の標準報酬の月額等に係る基準による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

十七条の二」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保障庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第八百五十二条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保險者等」という。）に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができる。

第八十二条第一項中「が六十万三千二百円」を「が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「定める金額」の下に「に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改め、同項第二号中「二百五十六万四千八百円」に改め、同項第三号中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六百円」に改める。

第八十三条第三項中「二十三万四百円」を「二十二万四千七百円」に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上

げるものとする。」に改める。

第八十七条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることがで

第九十条中「六十万三千二百円」を「国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に改める。

第七十二条の二の規定により改定された場合は、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額」を削る。

第九十九条第一項第三号中「と同号」を「及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第八十七条の七中「が六十万三千二百円」を「が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改める。

第八十九条第三項中「が百六万九千百円」を「が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「一百六万九千百円」を「当該金額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、前

に対する財政調整拠出金

給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、そ

の拠出を行ふものとする。

第一百二条の二第一項に規定する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、そ

の拠出を行ふものとする。

第一百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められた金額（当該各号に掲げる場合のいすれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの費用の予想額の合計額と、次項第二号に「並びにその」を「第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの」に、「とが、将来」を「並びに同法第八十三条第一項第三号に規定する長期給付に要するべき積立金及び同法第十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おもね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国（國）の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間に改め、同条第三項第二号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 地方公務員共済組合連合会

に対する財政調整拠出金

（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第三項の規定にかかるらず、当該遺族ごとに前二項の規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

第一百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期

くなる場合における当該一定額に相当する額

一 当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国との長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

（政令への委任）
第一百二条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三条の二中「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。
附則第六条の二の次に次の二条を加える。
（長期給付に係る標準報酬の区分の特例）
第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができた。ただし、当該改定後の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

八条の二、第六十八条の三」を「第六十八条から第六十八条の三まで」に改め、同条第八項中「第六十八条の二（ただし書）」を「第六十八条の二（ただし書）」に改める。
附則第十二条の四の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改める。
附則第十三条の九を次のように改める。
（年金である給付の額の改定の特例）
第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第一号及び第三項の規定による標準報酬の等級の最高等級の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第一号及び第三項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。

（資料の提供）
第二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

（政令への委任）
第一百二条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三条の二中「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。
附則第六条の二の次に次の二条を加える。
（長期給付に係る標準報酬の区分の特例）
第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができた。ただし、当該改定後の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

八条の二、第六十八条の三」を「第六十八条から第六十八条の三まで」に改め、同条第八項中「第六十八条の二（ただし書）」を「第六十八条の二（ただし書）」に改める。
附則第十二条の四の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改める。

（資料の提供）
第二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

三 第一項の規定にかかるわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四（第二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

四 第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）

三 第一項の規定にかかるわらず、物価変動率が前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

四 第一項の規定にかかるわらず、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

（資料の提供）
第二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

標準報酬額」を「当該組合員期間の計算の基礎となる各月の掛け金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額」に改め、同項後段を削る。

附則第二十条の二中「第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号及び」を「第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「及び年金保険者拠出金」を「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」に、「とする」を「ど、第一百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする」に改める。

附則第二十条の三の見出しを「組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

別表第二(第七十二条の二関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十一年三月以前	一・二三二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六

八 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員で
る次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五一
平成十三年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七八
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
昭和八年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一一
昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九八

七 昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる率

平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十一年四月一日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる率

第二条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国家公務員等の病気」を「国家公務員の病気」と、「もつて国家公務員等」を

での規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第一百一条第一項及び第四項並びに第一百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一十五条中「前条」を「第一百二十四条の二」に改める。
附則第十二条の四の二第二項第一号、附則第十二条の六の三第三項及び第四項、附則第十二条の七の五第四項及び第五項並びに附則第十三条第一項の表附則第十二条の四の二第二項第一号の項、附則第十二条の六の三第三項及び第四項の項及び附則第十二条の七の五第四項及び第五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第十三条の十第三項中「組合員期間に応じて、当該」を削り、「次の表に定める率」を「支給率」に改め、同項の表を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 前項の支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月）をいう。以下この項において同じ。の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛金の割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月までに属する場合は前々年十月における当該割合とする）に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

附則第十四条の三第五項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「職員団体」の下に「独立行政法人のう

ち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加える。
別表第一の次に次の二表を加える。

別表第三(第一百二十四条の三関係)	名 称	根 拠 法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号）	独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号）
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号）	独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号）

附則第十四条の三第五項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「職員団体」の下に「独立行政法人のう

ち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加える。

附則第十四条の三第五項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「職員団体」の下に「独立行政法人のう

ち別表第三に掲げるものの若しくは国立大学法人等」を加える。

の十二)に改める。

第七十四条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。」に改め、同項第三号中「（その）を「及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの）に、及び」を「並びに」に改める。

第七十九条第七項中「受給権者が」の下に「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により計算が行われた障害基礎年金又は」を加える。
第四条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第四十二条第二項、第七項及び第九項中「二十一日」を「十七日」に改める。
第五条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
目次中「第四款 遺族共済年金（第八十八条第一項）」を「第四款 遺族共済年金（第九十三条の三）」を「第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五一第九十三条第一項）」に改める。

目次中「第四款 遺族共済年金（第八十八条第一項）」を「第四款 遺族共済年金（第九十三条の三）」を「第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五一第九十三条第一項）」に改める。

者が六十五歳に達しているものに限る。)を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第八十九条第一項第一号若しくは第二号」を「第八十九条第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)」に、「同条第二項の規定により算定する」を「同条第三項の規定により読み替えたこれらの規定に掲げる」に、「同条第三項の」を「同条第四項の」に改める。

第七十四条の二を次のように改める。

(受給権者の申出による支給停止)

第七十四条の二 この法律による年金である給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその金額の一部につき支給を停止されている年金である給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定による支給停止の方針その他止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方針その他各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第四項第三号中「離婚」の下に「又は婚姻の取消し」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給の繰下げ)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一

年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に

当該退職共済年金の支給継下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。)、若しくは国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの期間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付(以下この項において「障害共済年金等」という。)の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受

給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第七十九条第二項中「及び前条第一項に規定する加給年金額」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額」に改め、同項第一号中「及び前条第一項に規定する加給年金額」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額」に改め、同項第一号中「及び前条第一項に規定する加給年金額」を「、第七十七条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」に改め、同条第六項及び第七項中「前条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第八十条第一項中「若しくは私学共済制度の加入者」を「若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えた同法第二十七条规定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者」に改め、「適用を受けるもの」の下に「若しくは私立学校教職員共済法等」を加え、「及び第七十八条第一項に規定する加給年金額」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び第七十八条の二第四項の規定により加算される金額」に改める。

第八十九条第一項から第三項までを次のように改める。

遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき、次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものと、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た金額とする。

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

口 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇

条第四項の規定の適用があるものを含む。)は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」とあるのと同様の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に定めるものほか、遺族共済年金の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

第九十三条の二第一項に次の二号を加える。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族共済年金の受給権を取得した日

第九十条中「前条」を「第八十九条」に改め

第九十一条の次に次の二条を加える。

第九十一条の二 遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から当該政令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度とする。

2 第八十九条第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額」とある。

3 (情報の提供)

第九十三条の四 社会保険庁長官、地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関する必要な情報の提供を行うものとする。

第四章第三節第四款の次に次の二款を加える。

第五款 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の月額等の改定の特例)

第九十三条の五 第一号改定者(組合員又は組合員であった者であつて、第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号

改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他の財務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合(組合員では、連合会。以下この款において同じ。)にあつた者又はその配偶者であつた者があつた場合を除く。)、婚姻の取消しその他の財務省令で定める期間をいう。以下この款において同じ。)に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらを「当事者」という。)の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合(当該改定又は決定の額をいう。以下この款において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

二 当事が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合(当該改定又は決定の額をいう。以下この款において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(第九十三条の八において「標準報酬の按分割合に関する処分」という。)は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。

(請求すべき按分割合)

第九十三条の六 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額(対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)と標準期末手当等の額に当該当事者を受給権者とみなして対象期間の末日ににおいて適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。)の合計額に対する

(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)と標準期末手当等の額に当該当事者を受給権者とみなして対象期間の末日ににおいて適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。)の合計額に対する改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。)内で定められなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第九十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項において同じ。)を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末までの間が一年を超

えない場合その他の財務省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。

(当事者等への情報の提供等)

第九十三条の七 当事者又はその一方は、組合に対し、財務省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合は第九十三条の五第一項ただし書に該当する場合その他の財務省令で定める場合においてはこの限りでない。

前項の情報は、対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他財務省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。

第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に對し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行ふために必要な資料を提供しなければならない。(標準報酬の月額等の改定又は決定)

第九十三条の九 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

三 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の組合員期間であつて第一号改定者の組合員期間でない期間については、第二号改定者の組合員期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は改定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する從前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、從前標準報酬の月額)次

号において同じ。)に一から改定割合(按)分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。(以下同じ。)

二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準報酬の月額(標準報酬の月額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

1 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

2 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金

項から第三項までの規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)並びに改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付に係る組合員期間においてこの法律を適用できる。

第一項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金

の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金について、同条第三項の規定により組合員期間があつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)は、その算定の基礎としない。

(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例)

第九十三条の十一 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付に係る組合員期間においてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他の政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定め算定の基礎としない。

第九十三条の十一 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を改定する。ただし、障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金

第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付に係る組合員期間においてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該长期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他の政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定め算定の基礎としない。

第七十八条第一項	第七十九条第二項	第八十八条第一項
組合員期間が二十年以上で	組合員期間(第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)が二十年以上で	組合員期間(第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により改定された標準期末手当等の額を除く。)が二十年以上で
組合員であつた者が次	組合員であつた者(第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。)が次の	組合員であつた者(第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。)が次の

(政令への委任)

第九十三条の十一 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百四条の二中「連合会は」の下に「第九十三条の四に定めるものほか」を加える。

附則第十二条の二の二第七項中「第七十四

条の二及び第七十八条」を「第七十八条及び第八十九条の二」に改め、「第七十七条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有しが、六十五歳に達しているものに限る」とを削り、「とする。」を「と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日にお

については、第九十三条の六第一項中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）」とあるのは、「標準報酬の月額」と、第九十三条の九第一項第一号中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額）」とあるのは、「標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額」とある。「標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。」とあるのは、「標準報酬の月額」とする。

（政令への委任）

第九十三条の十七 この款に定めるもののはか、被扶養配偶者である期間についての特例に関する必要な事項は、政令で定める。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第九十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは、「第七十一条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは、「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）及び改定又は」とする。

第九十三条の九の四 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合は、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とす

る。

第十三条の九の五 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての

第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定並びに長期給付の額の算定及び改定に關し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三十七年」を「四十年」に改める。

第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改定する。

第十三条第一項「新国民年金法第六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同条第二項中「千六百七十六円」を「とする。」に改め、同条第二号中「新国民年金法第六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同条第二項中「千六百七十六円」を「とする。」に改め、同条第三項を「新国民年金法第六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同条第二項中「千六百七十六円」を「とする。」に改め、同条第三項及第十二条の四の二第二項第一号の項目表新法附則第十二条の四の二第二項第一号の項目表新法附則第十二条の七の五第四項及び第五項の項目中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

第十四条第一項中「新法」の下に「第七十条第一項及び第二項」を加える。

第十七条第一項「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

別表新法第八十九条第一項第一号の項目中「新法第八十九条第一項第一号」を「新法第八十九条第一項第一号（2）」に、「(1)又は(2)を(i)又は(ii)に、「(1)」を「(i)」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七号を次のように改める。

第七条 第十七条第一項中「当該各号に定める金額を「、当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に切り上げるものとする。」に改め、同項第一号中「六百二十八円」を「三千百四十三円」を「三千五百三円」に改める。

附則第十七条第二項中「当該各号に定める金額を「、当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に切り上げるものとする。」に改め、同項第一号中「三千五百三円」を「三千五百三円」に改め、同項第二号中「十万一千五百円」を「九万九千五百円」に改め、同項第四号中「十三万六千六百円」を「十三万二千六百円」に改め、同項第五号中「六万八千三百円」を「六万六千三百円」に改め、同項第三号中「十万一千五百円」を「九万九千五百円」に改め、同項第六号中「十七万七百円」を「十六万五千八百円」に改める。

附則第二十条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二项とする。

附則第二十二条第一項中「共済法」の下に「第七十九条第二項及び」を加え、「同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額」を「共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは、「相当する部分」に改め、「加算された金額」の下に「に相当する部分に」と、同項第一号中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により計算された金額」と、共済法第八十条第一項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により計算された金額」と、共済法第八十条第一項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」を加える。

附則第二十八条第一項第一号中「共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同項第一号中「新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削る。

附則第三十条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十五条第一項中「を乗じて得た額をいい」を「(以下「俸給年額改定率」という)を乗じて得た額をいい」に、「同表の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」を「当該俸給年額改定率」に改め、同項第一号を次のように改める。

一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ)が二十年以下である場合

合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

ハ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を加え

た金額
附則第三十五条に次の二項を加える。
附則第三十五条に次の二項を加える。

4 第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

附則第三十六条第二項中「附則第十二条の四の二第二項及び第三項」の下に「並びに第十三条の九」を加える。

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

二 附則第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

ロ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

ハ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を加え

た金額

附則第四十二条第一項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

附則第四十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者等」の下に「(次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)」を加え、「同項に規定する総収入月額相当額(以下この項)を「同条第一項に規定する総収入月額相当額(以下この項)に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 附則第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

ロ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を加え

五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」と、同項第二号中「二十六万九千九百円」を「二十

六万二千百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改め、同条に次の二項を加える。

二 附則第五十条の規定は、遺族年金について準用する。

附則第五十条を次のように改める。

附則第五十条 削除

附則第五十二条第四項中「(その額について、金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、共済法第八十条第二項に規定する年金保険者等に對し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができる。)

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十三条第三項後段を削る。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

五十五歳以上のものが受け取る退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるものに係る附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む。)又は第四十二条第三項の規定(以下この項において「従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に定める金額に俸給年額改定率を基準として改定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五

十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる率を乗じて得た金額を加えて得

政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得

附則第四十六条第七項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に改める。

附則第五十条を次のように改める。

(離婚等をした場合における特例)

第五十条 退職年金、減額退職年金、通算退職

年金又は障害年金の受給権者が共済法第九十

三条の五第一項に規定する離婚等をした場合

におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から共済法第九十三

条の十二までの規定に準じて、政令で定める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十八号)の一部を改正

する法律(平成六年法律第九十八号)の一部を次のように改訂する。

附則第六条第二項から第四項までを削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一

部改正)

第十四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改訂する。

附則第三十三条第六項中「附則第二十条第四項及び第二十一条第三項」を「附則第二十条第三項及び第二十一条第二項」に改め、同条第十

二項を次のように改める。

11 平成二年四月一日前に退職した者に係る退職特例年金給付で存続組合である日本たばこ産業共済組合が支給するものの額のうち国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に相当するものについては、同法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定は、適用しない。

附則第五十二条第一項中「分割し、又は」を

「若しくは分割したとき、指定基金が確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十

二条第一項の規定により同項に規定する企業年金基金(以下「企業年金基金」という。)となつたとき又は指定基金が」に改め、同条第四項中「又は分割したことにより」を「若しくは分割

したことにより、又は指定基金が確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定により企業年金基金となつたことにより、「基金又は」を「基金若しくは」に、「基金」(「基金又は」を当該企業年金基金)に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に

次の二項を加える。

6 財務大臣が第四項の規定に該当して企業年金基金を新たに指定する場合における附則第五十四条第一項、第四十九条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、附則第四十七条第一項中「厚生年金基金」とあるのは「厚生年金基金又は企業年金基金」と、

附則第四十九条第一項中「厚生年金保険法第一百三十条に規定する業務」とあるのは「厚生年金保険法第一百三十条に規定する業務又は確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金基金の業務」と、附則第五十五条第一項中「指定基金は」とあるのは「指定基金(当該指定基金が厚生年金基金であるものに限る。以下この条、次条、附則第五十七条、第五十九条及び第六十三条において同じ。)」とする。

第十五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改訂する。

附則第三十三条第五項第三号中「さらに、」の下に「当該特例年金給付が退職を支給事由とするもの(以下この条において「退職特例年金給付」という。)であるときは障害を給付事由とする年金たる給付(その受給権を有する者が六十五歳に達しているものに限る。)を、」を、「老齢」の下に「及び障害」を加え、「(その)を」と「退職特例年金給付」に改める。

第十六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改訂する。

附則第三十三条中第十三項を第十五項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

13 遺族特例年金給付(その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る)の額の算定及び改定並びにその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

14 国家公務員共済組合法第九十三条の五から八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に

次の二項を加える。

附則第三十三条の次に次の二項を加える。

(退職特例年金給付の繰下げの申出の特例)

第三十三条の二 旧適用法人施行日前期間を有する者が厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をする場合には、当該申出と同時に前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項の申出を行わなければならない。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一条第一項中「については、第一条の規定による改正後の」を「については、」に改め、「第一条の規定による改正後の」を削り、同項第一号中「附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九」を「並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項」に改め、同項第二号中「第二条の規定による改正後の法」を「法第七十二条の二に改め、「並びに附則第十三条の九」を削り、同項第四項を同条第八項とし、同条第三項に規定する再評価率(以下「再評価率」といふ。)を乗じて得た額とする。

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬の月額について

は、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額に、法第七十二条の二に規定する再評価率(以下「再評価率」といふ。)を乗じて得た額とする。

附則第十二条第一項中「一・〇三一」を「従前額改定率」に改め、同項第一号中「第二条の二に改め、「並びに附則第十三条の九」を削り、同條第四項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第一項」を加え、「第二条の規定による改正後の法」を「法第七十二条の二に改め、「並びに附則第十三条の九」を削り、同條第四項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第一項」を加え、「第二条の規定による改正後の法」を「法第七十二条の二に改め、「並びに附則第十三条の九」を削り、「长期給付」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表の上欄に掲げる期間に

第十七条の規定による改正後の法第七十七条第一項中「組合員期間の月数」を「第七十七条第一項」に、「同条第二項中「組合員期間の月数」に改め、「計算」と、「別

項」に改め、「計算」と、「別

表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項中に改め、「附則第十三条の九中「附則別表第四」の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とを削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第十二条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「の表」とあるのは「の下に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十一号）第十七条の規定による改正後の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十一条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第一項においてその例による場合を含む。）により算定した金額が、前項第二号

の規定の例により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これららの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年一度、法第七十二条の四第一項又は第三項（法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあつては、法第七十二条の六第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

附則第十二条の次に次の二項を加える。

（法による年金である給付の額の改定の特例）

第十二条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十二条第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これららの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の五（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乘じて得た金額に満たないこととなるとき

率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額を当該年度額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乘じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

平成十七年度以後の各年度に属する月

政令で定める率

附則別表に備考として次のよう加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年

度に属する月に係る率を、法第七十二条の三第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を

三第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を

適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則第十五条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「標準報酬月額」を「標準報酬の月額」に、「同項の表に定める率」を「支給率」に改める。

第十八条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改定する。

第一項第一号に掲げる率に同項第二号に

掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を

基準として定めるものとする。

附則第十五条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「標準報酬月額」を「標準報酬の月額」に、「同項の表に定める率」を「支給率」に改める。

第十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改定する。

は、当該金額を当該年度額とする。
一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

二 附則別表平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。
二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

二 附則別表平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

は、当該金額を当該年度額とする。
一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合において、法第七十二条の六（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

第八十二条第一項 後段	六十万三千二百円	七万七千百円	二十三万五千四百円	第七十八条第二項 第一条の規定による改正前の法	二十三万五千四百円に〇・九八八(第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ)を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	第四十条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法(第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「平成十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。)又は第九条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法(第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前
第八十二条第三項 第一号	四百二十七万六千六百円	五百円	二百六十四万九千四百円	第八十二条第三項 第二号	二百三十八万九千九百円	二百六十四万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十九条第三項 第三号	二十三万五千四百円	百円	二十三万五千四百円	第八十九条第三項 第一号	二百三十八万九千九百円	二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十二条の四 の二第二項第一号	六十万三千二百円	百六万九千百円	百六万九千百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	第九十条	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額	以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。	乗じて得た金額	乗じて得た金額	以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

一 第九条の規定による改正
前の昭和六十
年改正法

附則第十六条第一
項第一号

乗じて得た金額

が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額

乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額

規定期定による改
正前の法
規定期定による改
正前の法

第七十七条第一項
乗じて得た金額

乗じて得た金額に○・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額

乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額

乗じて得た金額

乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

乗じて得た金額

乗じて得た金額

乗じて得た金額

乗じて得た金額

乗じて得た金額

乗じて得た金額

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定された第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、年金の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第

附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号		相当する金額
附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価の改定等に関する経過措置)		
第六条 平成十七年度及び平成十八年度における第一項の規定による改正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用について、同号イ中「九月一日」とあるは、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を一とみなす。		
2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。		
3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。		
(再評価率等の改定等の特例)		
第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」といいう。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用による改正後の平成十二年改正法附則第十二条（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）その他の政令で定める率（以下この条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合は、同号ロ中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。		
2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。		
3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。		

2	國、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十六年度における国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えたされた第一項の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあつては五億五千七百二十万円を、独立行政法人造幣局にあつては八十八万九千円を、独立行政法人国立印刷局にあつては三百九十三万円を、独立行政法人国立病院機構にあつては三千六十七万七千円を、日本郵政公社にあつては一億八千七百七十四万七千円を、それぞれ負担する。	するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定による改正前の法の規定による改正前の法の規定により算定した金額とする。の水準を表すものとして同じ。に属するものに適用される再評価率（同条の規定による改正後の法第七十二条の二）の前年度までの各年度における第一条
3	平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一号）附則第十三条第四項に規定する特定年度）の前年度までの各年度における第一条	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置）
2	平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第一百条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置）
2	平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置）

2	第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附则第十二条第二項の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）
2	第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）
2	第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）
2	第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数	の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）

業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第一項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十八」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者は、「四百二十」、昭和四年四月一日以後に生まれた者は、「四百二十月」）とする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五条 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六条 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日において法第七十六条の規定による退職共済年金の支給の停止に関する経過措置）

第2 第十条の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第十六条第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの方の規定中「四百八十八」とあるのは、「四百五十六」、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者については「四百三十二」、昭和十九年四月一日までの間に生まれた者については「四百二十四」、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者については「四百六十八」とする。

（法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十一年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十一年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいづれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八

の間に生まれた者にあっては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあっては四百六十八月）」とする。

3 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法第十一條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済

年金の受給権者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあっては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあっては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあっては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあっては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあっては三十九年」とする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十八条 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による退族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

（法による退族共済年金の支給に関する経過措置）

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であって、他の厚生年金保険の被保險者等に該当しない者である場合には、適用しない。

一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八条第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同法附則第八条第二項第一号中「含む。」とあるのは「含み、国家公務員共済組合法第九十三条の九第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時のみなし組合員期間」という。）を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む。」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間における年金（退職を給付事由とするものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による退族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、当該退族共済年金の額の算定及び支給の停止についても、政令で定めるものと同一のものとする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第二十条 第五条の規定による改正後の法第九十条第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による退族共済年金について適用する。

（対象となる離婚等）

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第九十条第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以前に離婚等（同項に規定する離婚等をいう。）をした場合（財務省令で定める場合を除く。）については適用しない。

（対象となる特定期間）

第二十二条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

（標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例）

第二十三条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあっては、國家公

一 第一条の規定による改正前の法																					
第七十七条第一項 乗じて得た金額																					
第七十七条第一項 乗じて得た金額																					
第二十五条 存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付」																					

（二）について、第一条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭和六年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第九条の規定による改正前の昭和六年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第八十二条第一項 第一号及び第二号	第六十万三千二百円	七万七千百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第八十二条第一項 第一号	四百二十七万六千六百円	五百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第八十二条第一項 第二号	四百二十七万六千六百円	五百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第八十二条第一項 第三号	二百六十四万千四百円	五百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第二十八条を第二十七条とし、第六章中第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。
附則第三項中「第二十八条」を「第二十七条」と改める。
附則第十三項中「第三十条第二号」を「第二十九条第一号」に改める。
（中小企業退職金共済法の一部改正）
第二十九条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）の一部を次のように改正する。
第八十二条を次のように改める。
第八十二条 削除 （公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）
第三十条 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第三十七条を次のように改める。
第三十七条 削除 （情報処理の促進に関する法律の一部改正）
第三十一条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第二十八条 削除 （海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
第三十二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）の一部を次のように改める。
第四十二条の三十八 削除 （勤労者財産形成促進法の一部改正）
第三十三条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）
第十五条第四項中「第二条第一項第二号口に掲げる者」を「第二百二十四条の三の規定により
同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者」に改める。
（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正）
第三十四条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
（中小企業退職金共済法の一部改正）
第二十九条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）の一部を次のように改正する。
第八十二条を次のように改める。
第八十二条 削除 （独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正）
第三十五条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第十九条 削除 （社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）
第三十六条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条中「（国共済法）の下に「第二百一十九条の三」」を加える。
第六十九条中「第七十九条第四項」を「第七十九条第七項」に改める。
第三十七条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）
第三十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第三十七条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十四年法律第一百二十七号）の一部を次のように改正する。
第四十条 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正 （独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第一百二十六号）の一部を次のように改正する）
第四十四条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十七号）の一部を次のように改正する。
（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十六号）の一部を次のように改正する）
第六十八条 削除 （独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十七号）の一部を次のように改正する）
（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）
第四十五条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第一百二十八号）の一部を次のように改正する。
（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第一百二十八号）の一部を次のように改正する）
（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（一部改正）
第四十条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。
（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（一部改正）
第四十七条 独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正 （独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第一百三十三号）の一部を次のように改正する）

(平成十四年法律第百八十三号)の一部を次の

ようにより改正する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一

部改正)

第七十条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)の一部を次のように改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

附則第十条第一項中「国家公務員共済組合法」

の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を

加え、「第四十一条の規定にかかわらず同法の規定の適用については」を削る。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第七十一条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように

に改正する。

第八条第二項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第十三条の次に次に見出し及び一条を加える。

(国家公務員共済組合法の特例)

第十三条の一 第八条の規定は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く国立大学

(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第二項に規定する国立大学をいう。)に派遣された検察官等について準用す

る。

第十四条の見出しを削り、同条第一項中「及び第六十八条の三」を「第二項及び第三項並びに第六十八条の三」に改め、同条第四項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

附則第三項中「(平成十五年法律第百十二号)」を削る。

附則第三項中「(平成十五年法律第百十二号)」を削る。

号)を削る。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第七十二条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第六条第一項中「国家公務員共済組合法」

の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を

加え、「第二十七条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については」を削る。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第七十四条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

附則第六条第一項中「国家公務員共済組合法」

の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を

加え、「第二十二条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については」を削る。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第七十五条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

附則第六条第一項中「国家公務員共済組合法」

の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を

加え、「第二十二条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については」を削る。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七十六条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十六条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第八十七条第三項中「、第七十四条の二第一項及び第三項」を削り、「の規定」の下に

「並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第五条

の規定による改正前の新法第七十四条の二第一項及び第三項の規定」を加える。

(日本私立学校振興・共済事業団法等の一部改正)

第七十七条 次に掲げる法律の規定中「第八十九条第一項第二号」を「第八十九条第一項及び第二項」に改める。

一 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第二十二条第三項

二 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二十九号)附則第七条第三項

三 独立行政法人水産総合研究センター法の一

部を改正する法律(平成十四年法律第百三十

一号)附則第七条第三項

四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改

正する法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第七条第三項

五 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十

六号)附則第八条第三項

平成十六年六月十七日印刷

平成十六年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局